

安八町第六次総合計画の策定にあたって

安八町では、平成27年度から令和5年度までを目標年度とした「第五次総合計画」に基づき、まちづくりに取り組んでまいりました。その間に社会情勢は、人口減少、頻発する災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によるライフスタイルの変化など、未来を担う子ども達の心身の成長、さらには行政運営にもさまざまな制約や変化が求められてきました。

しかしながら、社会のあり方や価値観が大きく変容する状況に あっても、しっかりと地に足をつけ、これまで取り組んできた町 民交流や経済活動の循環、子どもたちの活動をさらに推し進める ことが、町の発展や活気に繋がっていくと思います。



そういった思いを込めて、

"笑顔と活力が循環し光輝くまち"

をまちづくりの将来像とした、『第六次総合計画』を策定しました。

私たちが生活する安八町は、無限のポテンシャルを備え持つ町だと思います。この素晴らしい町を、子どもや孫の世代へ向けて柔軟性と魅力を持った光輝く町にしていくため、「ひと」、「しごと」、「まち」といったキーワードを重点としたさまざまな施策を盛り込んだ計画をまとめさせていただきました。その施策の実現に向け、いろいろな機会を通じて皆さまのご意見やご要望に耳を傾け、町民の皆さまと共に明るい安八の扉を開けるよう、「不撓不屈」「仰峯不屈」の精神で取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、安八町総合計画審議会の皆さまをはじめ、町民アンケート調査、パブリックコメントなど、貴重なご意見をいただきました多くの皆さまに心より御礼申し上げます。

令和6年4月

安八町長 岡田立

町民憲章

私たち安八町民は、伊吹の霊峰を仰ぎ、揖斐・長良の清流に囲まれた 豊穣な輪中にはぐくまれてきました。

私たちのまちは、祖先のたゆまぬ努力によって築きあげられてきました。 私たちは、みんなで力を合わせ、明るく幸せに満ちたまちづくりをねがい 町民憲章を定めます。

- 一、緑と花と太陽があり、災害のないまちをつくりましょう。
- 一、助けあい励ましあって、心の豊かなまちをつくりましょう。
- 一、心身を鍛え教養を高め、文化のにおうまちをつくりましょう。
- 一、青少年をみんなで見守り、伸びゆくまちをつくりましょう。
- 一、明るい家庭を築き仕事に励み、生きがいをみつけましょう。

昭和54年4月1日制定



【町の花】 すいせん



【町の木】

目次

1 総論

第1章 策定の趣旨と構成 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	1
1. 策定の趣旨	1
2. 策定の視点	2
3. 計画の構成と期間	
第2章 策定の背景と現況	4
1. 社会潮流	4
2. 本町の現況	8
第3章 町民の意識とまちづくりの課題	22
1. 町民意識	22
2. まちづくりの課題	28
Ⅱ 基本構想	
第1章 安八町の将来像	33
1. 基本理念	33
2. 将来像	34
3. 将来人口の見通し(人口ビジョン)	35
4. 土地利用構想	40
第 2 章 まちづくりの大綱	43

Ⅲ 基本計画

第1章 重点プロジェクト(総合戦略)	45
第 2 章 分野別計画	49
目標 1. 健やかな成長と学びを支える	49
目標 2. 魅力を高め経済成長を促す	71
目標 3. 安心・安全なまちをつくる	81
4. 運営政策	100
▶ 資料編安八町第六次総合計画の策定体制	111
安八町第六次総合計画の策定経緯	
安八町総合計画審議会設置条例	114
安八町総合計画審議会 委員名簿	115
安八町総合計画審議会 諮問	116
安八町総合計画審議会 答申	117
用語解説	118

総論



第1章 策定の趣旨と構成

1. 策定の趣旨

安八町(以下、「本町」という)では、平成27(2015)年度から令和5(2023)年度を目標年度とした「安八町第五次総合計画」のもと、"若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり"を推進してきました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行、気候変動に伴う災害の激甚化、世界的な感染症の感染拡大など社会情勢が目まぐるしく変化する中、感染症対策における「新しい生活様式」、オンライン*化・リモート*化がもたらすテレワーク*や時短勤務の活用といった「働き方改革」が浸透してきており、これまでの社会のあり方や価値観が大きく変容しています。

本町においても人口減少や少子高齢化は進行しており、生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方、65歳以上の人口はさらに増加することにより、一人の高齢者を支える現役世代の人口が、現在よりも大幅に減少するとともに、地域の活力の低下が懸念されます。

このような将来的な予測に対して、柔軟に対応するとともに、チャンスを捉え、リスクとなる 状況を回避しつつ、広い視野で将来の予測を行い、町の課題に優先順位をつけながら、着実 に事業を進めていく必要があります。

こうした認識から「安八町第五次総合計画」に基づく取組を継承するとともに、人口減少や 少子高齢化のさらなる進行に伴う新たな行政課題への対応も含め、魅力的なまちづくりの実 現に向けた必要な施策を長期的な視点で、総合的・計画的に進めていくため「安八町第六次 総合計画」(以下、「本計画」という)を策定しました。

なお、本計画は、安八町人口ビジョン*・総合戦略*との整合性を図り一体的に推進するため、 「第3期安八町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を盛り込んだ総合計画とします。

2. 策定の視点

本計画は、策定の過程はもとより策定後も将来にわたって町民と行政が共有し続け、まちづくりの指針となるものであり、次の視点に基づき策定します。

視点① 町民・行政との協働*・参画による計画づくり

情報の共有や対話を通した共通認識のもと、町民と行政が一体となって計画を策定しています。

【町民との協働】

- ○総合計画審議会 ○町民アンケート ○中学生アンケート
- ○パブリックコメント※ ○広報・ホームページなどを通した情報発信

【主な職員参画】

○総合計画策定委員会・策定部会 ○各課ヒアリング

視点②〉わかりやすい計画づくり

戦略的・重点的に取り組むべき内容を明らかにし、それに対する目標を具体的に掲げるとともに、目標とその実現のための手段とプロセスを明確にします。

視点③ 地域特性の反映

町の歴史、文化、自然など、地域特性を踏まえ、安八町らしさの発揮に資する資源の活用や、まちづくりの考え方を踏まえた総合計画とします。

視点④ 実効性の確保

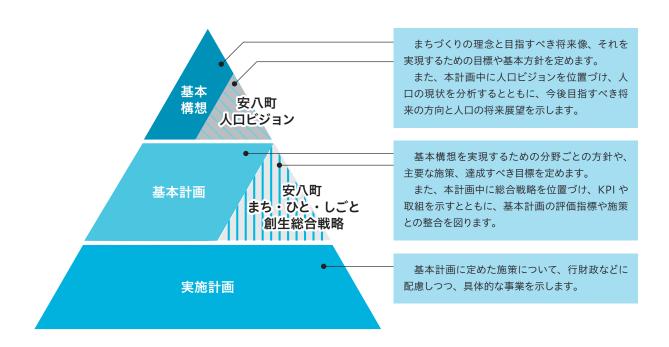
厳しい財政状況を踏まえた、事業の選択と集中による実効性のある計画とします。また、計画に基づいて実行した成果を定期的に点検、評価し、必要に応じて見直しを図るものとします。

視点⑤ 各種個別計画との整合

本計画は、安八町が策定する各分野の個別計画をはじめ、その施策に方向性を示す町の最上位計画とします。

3. 計画の構成と期間

本計画は、安八町が目指す将来像及び施策の大綱などを示した「基本構想」と、基本構想を 実現するための施策を体系化し、町政運営の指針となる「基本計画」、基本計画に示した施策 を具体的な事業として定める「実施計画」で構成します。



基本構想は、計画期間を令和 6 (2024) 年度からの8年間とし、基本計画は、基本構想期間を前期と後期に分け、前期は令和 6 (2024) 年度から4年間、後期は令和 10 (2028) 年度から4年間とします。実施計画は、事業内容を毎年見直すことにより実行性の高い計画とします。

年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
基本構想	8 年間							
基本計画	前期 4 年間				後期4	1 年間		
実施計画	毎年更新							

第2章 策定の背景と現況

1. 社会潮流

(1)人口減少・超少子高齢社会の到来

日本の総人口は、平成 20 (2008) 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少している中、高齢者の割合は年々増加しており、令和 16 (2034) 年には日本の人口の 3 人に 1 人が高齢者になると予想されています。

急速な少子高齢化の影響を受け、社会保障費**や医療・介護サービスなどの需要が供給体制を大幅に上回る可能性があるため、施設などの機能の集約や統廃合により、人口構造の変化に対応し、地域の特徴を活かした社会をつくることが重要となります。

(2)町民協働のまちづくりの推進

全国的に人口減少、少子高齢化、自治会加入率の低下など、地域活動の担い手の減少により地域コミュニティ*の活力の低下や、地域の人間関係の希薄化が顕著となる中、見守り活動や近隣の助け合いなど、地域のつながりの大切さが再認識されています。

今後、地域が自律的・持続的に発展していくためには、町民、団体、企業、教育機関、自治組織、NPO * など、地域で活動している多様な人々との協働による取組を強化し、「自助 * 」「共助 * 」「公助 * 」による役割分担のもとで、地域課題の解決に向けた取組などを進めていくことが重要となります。

(3)"チルドレンファースト"な子育ての推進

国では、「チルドレンファースト=子どもが主人公」という考え方に基づき、将来を担う子どもを第一に考えた子育て支援を展開しています。

また、学校教育では平成 29 (2017) 年に告示された新学習指導要領に基づき、学校での学びを通じ、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3 つの柱からなる「資質・能力」を一体的に育成し、子どもたちの「生きる力」の向上を図ることが重要となります。

(4)安心・安全な暮らしの確保

近年、台風や局地的な集中豪雨、大規模な地震などによる甚大な自然災害が全国各地で発生しており、防災・減災に対する意識が高まっています。こうした中、「強さやしなやかさ」を備えた安心・安全な国土・地域・経済社会の構築を目指し、「国土強靭化*」に関する取組を進めていくことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行拡大や、消費者被害の増加、 高齢者の交通事故など、身近な生活における不安要素の増大により、危機管理に対する意識 や対策への関心は高まっています。

個人や地域での対策や、関係機関との連携を強化し、自助・共助・公助による多様な視点から、安心・安全な暮らしを確保することが必要です。

(5)環境と調和した地域づくり

日本は周囲を海に囲まれ、国土の約70%が森林であるなど自然環境に恵まれていますが、 大量生産や大量消費、大量廃棄といった生活様式の変化と経済活動に伴う環境負荷の影響な どにより、豊かな自然環境が損なわれるおそれが生じています。

このような状況の中、自然との共生や環境への負荷が少ない循環型社会*の形成を目指して、循環資源を原材料として用いた製品の普及啓発や、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*の排出量と吸収量を等しくするカーボンニュートラル*の推進などが求められています。

(6)経済・雇用環境の変化

高齢化の進行や団塊世代の大量退職、生産年齢人口の減少により労働力人口*も減少している中、女性や高齢者、外国人など、多様な人々の働きやすい環境づくりが求められています。

また、ICT*の進展により、時間や場所を問わず誰もがネットワークでつながるなど、人々の暮らしや社会システムは大きく変化しています。情報を受発信できる環境が構築された今、ICTの活用による業務効率化やワーク・ライフ・バランス*の推進など、今後の働き方や仕事のあり方について検討する必要があります。

(7)高度情報化社会の進展

ICT の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、インターネットが普及し、パソコンやスマートフォンなどによる SNS *の利用者が増加するなど、国民生活や企業活動、行政サービス、社会経済システムなどは大きく変化しています。

国は、 AI^* やビッグデータ * などの先端技術を産業や社会生活に取り入れようとする「超スマート」社会ともいわれる Society 5.0^* への移行を提唱しています。こうした中、AIや $5G^*$ の活用をはじめ、 IoT^* によってすべての人とモノがつながり、知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出していくことが期待されています。

自治体においてもデジタル技術やビッグデータなどを活用した町民の利便性向上、情報システムの標準化・共通化など DX *の推進による業務効率化を図ることで行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

また、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想*」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進することが必要となっています。

(8)暮らしの価値観の変容

人とのつながりや絆が重視され、支え合いながら生活する社会が求められる一方、生涯にわたって、一人ひとりが価値観やライフスタイル*に応じた働き方や暮らし方を選択することができ、個性と能力を十分に発揮できる環境が必要になってきています。

働き方、教育、医療、福祉などのさまざまな面で、町民の行動や意識の変容を取り入れた地域社会の構築が必要となっています。

(9)SDGs(持続可能な開発目標)の推進

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、世界各国の共通目標となっています。

本計画においては、「基本計画」の「分野別計画」ごとに、SDGs に定める 17 の目標のいずれに該当するかを以下のアイコンで示しています。

■【17の目標】



目標1【貧困】

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



目標 3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標 4【教育】

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



目標 5【ジェンダー※】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持 続可能な管理を確保する。



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



目標8【成長・雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべて の人々の完全かつ生産的な雇用と働きがい のある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



目標9【イノベーション】

強靱(レジリエント)なインフラ[※]構築、包 摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイ ノベーションの推進を図る。



目標10【不平等】

各国内及び各国間の不平等を是正する。



目標11【都市】

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標12【消費・生産】

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために海洋・海洋資源 を保全し、持続可能な形で利用する。



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを 活性化する。



2. 本町の現況

(1)沿革

①位置•地勢

本町は、濃尾平野の西北部に位置し、揖斐川と長良川の一級河川に挟まれた南北約9km、東西約3kmの細長い地形であり、総面積は18.16km²です。

県庁所在地の岐阜市と大垣市の県二大市部に近接しているほか、名古屋都市圏にも近く、 JR 東海道新幹線に加え、名神高速道路に直結する安八スマート IC ** 開通により交通アクセス が格段に向上し、地理的条件に恵まれた位置にあります。

地勢は、海抜4~6m内外の平地となっています。木曽三川からの流出土によって形成された沖積層からなっており、県下でも有数の肥沃な農耕地を形成しています。

気象条件は、伊吹山の影響により冬期は西からの季節風が強く、空気が乾燥して気温も低くなります。夏期は、南東の季節風により高温多湿となる傾向がありますが、総じて暮らしやすい温和な地帯です。

②歴史的経緯

本町は、伊吹の霊峰を仰ぎ、揖斐・長良の清流に囲まれた豊穣な輪中に育まれてきたまちです。昭和30(1955)年には、結村、名森村、牧村の3村が合併し安八村となり、昭和35(1960)年の町制施行により「安八町」となりました。

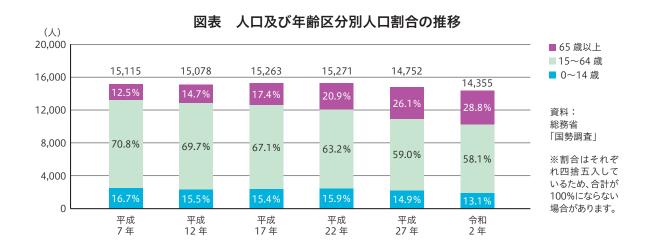
その後 40 余年が経過した平成 14 (2002) 年頃からは、国の推進も背景として、地方分権、悪化する財政事情への対応のため全国的に合併の機運が高まってきました。こうした中、本町においても近隣の市町と合併の協議を進めてきました。しかし、最終的には平成 16 (2004) 年8月に合併を見送り、これまでどおり町単独で自立したまちづくりを進めていく方向を選択し、現在に至っています。

(2)人口の状況

①人口の推移

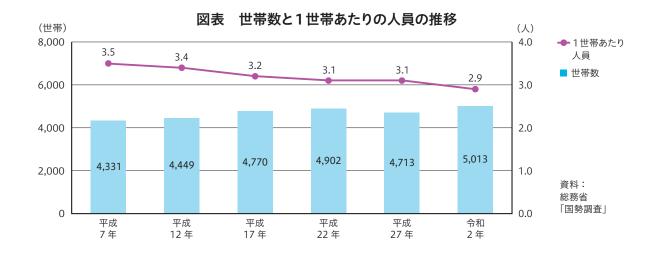
本町の人口は、平成 22 (2010) 年の 15,271 人をピークに、それ以降は、減少傾向となっています。令和 2 (2020) 年には 14,355 人と 10 年間で 900 人以上減少しています。

年齢区分別の人口比率をみると、 $0\sim14$ 歳 (年少人口)、 $15\sim64$ 歳 (生産年齢人口) は 平成 7 (1995) 年以降概ね減少している一方、65歳以上 (高齢者人口) は増加傾向となって おり、令和 2 (2020) 年時点では年少人口が 13.1%、生産年齢人口が 58.1%、高齢者人口が 28.8%となっています。



②世帯数の推移

世帯数及び1世帯あたり人員の推移をみると、人口が減少している中、世帯数は横ばいとなっています。1世帯あたり人員は減少し、令和2(2020)年には2.9人/世帯と3人を下回っています。

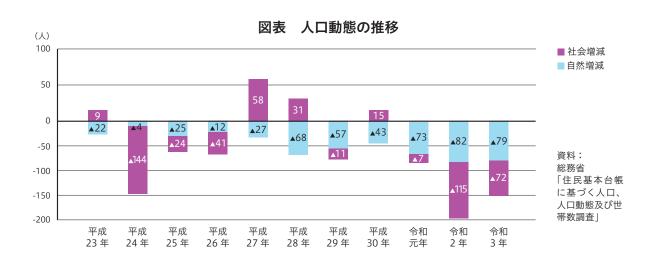


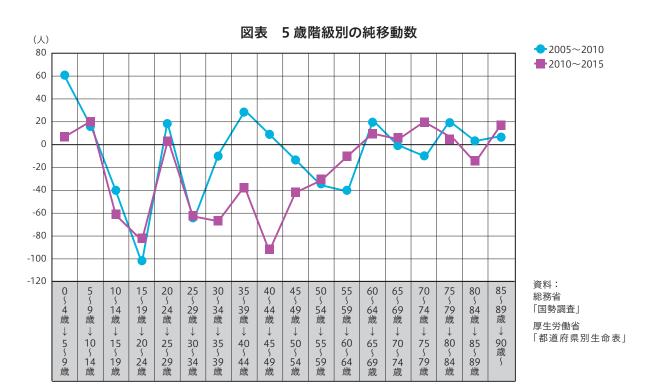
③人口動態の推移

社会動態(転入・転出による増減)では平成 24 (2012) 年度より転入者を転出者が上回る 社会減が続き、平成 27 (2015) 年度には社会増へと転じるも、平成 29 (2017) 年度以降は 増減を繰り返し、令和 3 (2021) 年度には 72 人の社会減となっています。

自然動態 (出生・死亡による増減) では死亡者が出生者を上回る自然減が続き、令和 3 (2021) 年度には 79 人の自然減となっています。

5年経過時の人口移動は、10代、20代後半を中心に転出超過となっており、20代前半、30代後半、40代前半は転入超過から、転出超過へと変化しています。

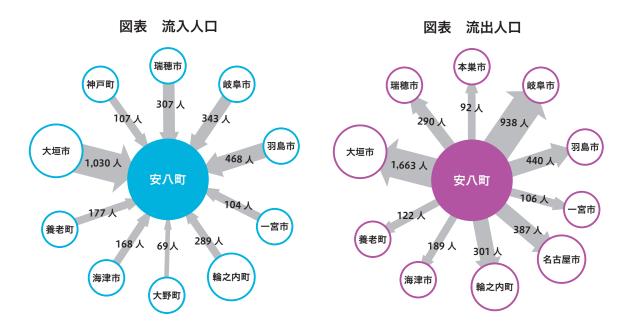




4人口流動

本町の流入流出人口は、流入人口 3,617人に対し流出人口が 5,322人と、流出人口が 1,705人多くなっています。

流入元は、大垣市が1,030人で最も多く、次いで羽島市(468人)、県の中心地である岐阜市(343人)となっています。県外では一宮市(104人)が多くなっています。流出先は、流入先と同様に大垣市が1,663人と最も多く、次いで岐阜市(938人)、羽島市(440人)となっています。県外では名古屋市(387人)が多くなっています。



主な流入元	流入人口
大垣市	1,030 人
羽島市	468 人
岐阜市	343 人
瑞穂市	307 人
輪之内町	289 人
養老町	177 人
海津市	168 人
神戸町	107人
一宮市	104人
大野町	69 人
その他	555 人
合計	3,617人

主な流出先	流出人口
大垣市	1,663 人
岐阜市	938 人
羽島市	440 人
名古屋市	387 人
輪之内町	301 人
瑞穂市	290 人
海津市	189人
養老町	122人
一宮市	106人
本巣市	92 人
その他	794 人
合計	5,322 人

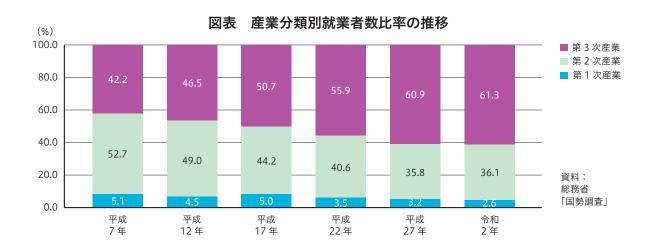
資料:総務省「国勢調査」

(3)産業の状況

①就業者人口

産業分類別就業者数の比率をみると、平成 7 (1995)年から令和 2 (2020)年にかけて、第 1次産業(平成 17 (2005)年除く)、第 2次産業が減少傾向となっています。一方、第 3次産業は増加傾向となっており、農業、製造業などの第 1次、第 2次産業からサービス業などの第 3次産業へと移行していることが伺えます。

令和 2 (2020) 年では、第 1 次産業が 2.6%、第 2 次産業が 36.1%、第 3 次産業が 61.3% となっています。



②特化係数

産業分類別の従業者数の比率をみると、全国と比べて、製造業の特化係数*が 2.62 で最も高く、次いで農林漁業が 2.17、建設業が 1.38 と続いています。

図表 産業別従業者数

	従業員数(人)		産業別従業者数の構成比に よる特化係数		
		構成比 (%)	全国= 1.00	県= 1.00	
総数	4,975	100.0	1.00	1.00	
農林漁業	69	1.4	2.17	1.74	
鉱業	0	0.0	0.00	0.00	
建設業	445	8.9	1.38	1.30	
製造業	2,029	40.8	2.62	1.65	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0.00	0.00	
情報通信業	6	0.1	0.04	0.16	
運輸業、郵便業	380	7.6	1.36	1.75	
卸売業、小売業	703	14.1	0.68	0.72	
金融業、保険業	87	1.7	0.65	0.70	
不動産業、物品賃貸業	100	2.0	0.78	1.25	
学術研究、専門・技術サービス業	109	2.2	0.68	0.98	
宿泊業、飲食サービス業	233	4.7	0.50	0.49	
生活関連サービス業、娯楽業	90	1.8	0.43	0.40	
教育、学習支援業	34	0.7	0.21	0.28	
医療、福祉	321	6.5	0.50	0.55	
複合サービス事業	39	0.8	0.92	0.74	
サービス業 (他に分類されないもの)	330	6.6	0.79	0.96	

資料:総務省「経済センサス活動調査」(平成27年)

③農業の状況

農家数、経営耕地面積の推移をみると、ともに減少傾向となっており、平成 12 (2000) 年から令和 2 (2020) 年にかけて、農家数は 515 戸、経営耕地面積は 399ha 減少しています。



④製造業の状況

事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移をみると、平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年にかけて増減を繰り返しながら長期的に減少傾向となっていましたが、平成 28 (2016) 年以降、増加傾向に転じており、令和 2 (2020) 年には、それぞれ 47 箇所、1,908 人、7.434 千万円となっています。



図表 製造業事業所数、製造品出荷額等、製造業従業者数の推移

⑤商業の状況

事業所数、従業者数、商品販売額の推移をみると、平成 19 (2007) 年から平成 23 (2011) 年にかけて大きく減少し、それぞれ 69 箇所、542 人、1,723 千万円となり、商品販売額は 2,000 千万円を下回っていましたが、平成 27 (2015) 年には、それぞれ増加し、76 箇所、609 人、2,090 千万円となっています。



図表 商業事業所数、年間商品販売額、商業従業者数の推移

(4)土地利用の状況

①土地の地目別面積

土地の地目*別民有地面積の割合をみると、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて田の面積の割合が微減しており、宅地の面積の割合は増加しています。

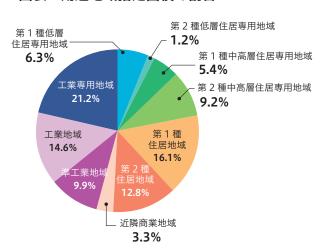


②用途地域指定面積·市街化区域区分面積

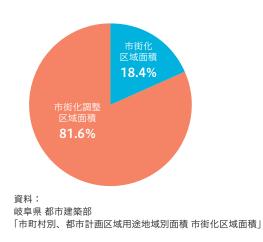
本町の用途地域[※]指定面積の割合をみると、住居系が51.0%、商業系が3.3%、工業系が45.7%となっています。

また、市街化区域*は18.4%、市街化調整区域*は81.6%となっています。

図表 用途地域指定面積の割合



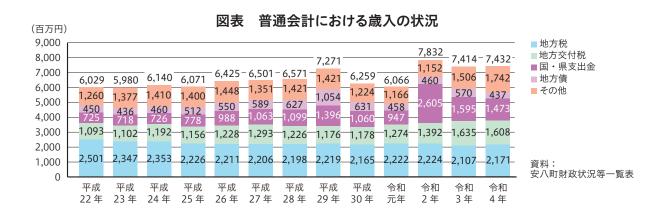
図表 市街化区域区分面積の割合



(5)財政の状況

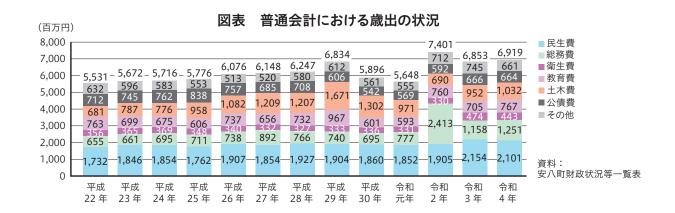
①普通会計の歳入

普通会計^{**}における歳入の推移をみると、歳入合計額は国庫支出金^{**}・都道府県支出金^{**}、地方交付税^{**}の増加を背景に、平成 22 (2010) 年から令和 4 (2022) 年にかけて約 14 億 300 万円増加しています。また、その中で地方税収入は長期的には減少となっており、平成 25 (2013)年以降は約 22 億円前後で増減を繰り返し、令和 4 (2022) 年は 21 億 7,100 万円となっています。



②普通会計の歳出

普通会計における歳出の推移をみると、安八スマート IC 建設などによる土木費の増加を背景に、歳出合計額は増加傾向となっており、平成 22 (2010) 年から平成 29 (2017) 年にかけて、総額で約 13 億 300 万円増加しています。平成 30 (2018) 年以降は教育費や土木費の減少を受けて歳出合計額は減少に転じましたが、令和2 (2020) 年には、新型コロナウイルス感染症対策などによる総務費の増加により約 74 億 100 万円と、過去 10 年間において最も多く、平成 22 (2010) 年からは総額で約 18 億 7,000 万円増加しています。



③普通会計における地方債残高

普通会計における地方債*残高の推移をみると、平成 22 (2010) 年から令和 3 (2021) 年にかけて、5 億 8,500 万円減少していますが、町民一人あたりの地方債残高の推移は、40 万円前後と県平均よりも高い水準となっています。

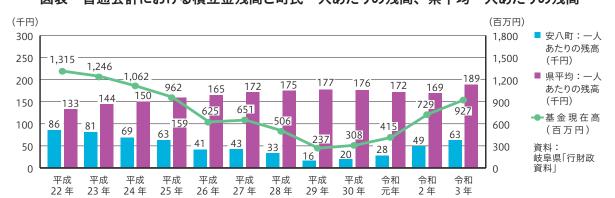


図表 普通会計における地方債残高と町民一人あたりの残高、県平均一人あたりの残高

④普通会計における積立金残高

普通会計における積立金*残高の推移をみると、平成 22 (2010) 年から平成 29 (2017) 年 にかけて減少傾向となっており、10 億 7,800 万円減少しています。

平成 30 (2018) 年以降は増加に転じ、令和 3 (2021) 年には 9 億 2,700 万円となっていますが、平成 22 (2010) 年と比べると 3 億 8,800 万円減少しています。町民一人あたりの積立金残高は、令和 3 (2021) 年で 6 万 3,000 円と県平均と比べて約 12 万円低くなっています。



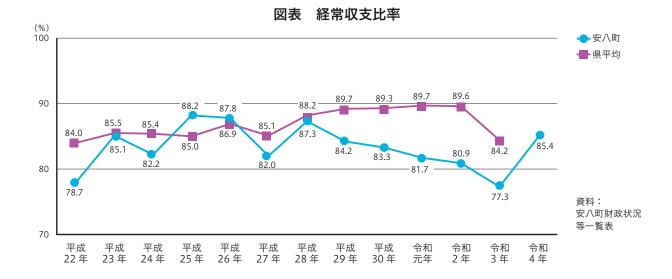
図表 普通会計における積立金残高と町民一人あたりの残高、県平均一人あたりの残高

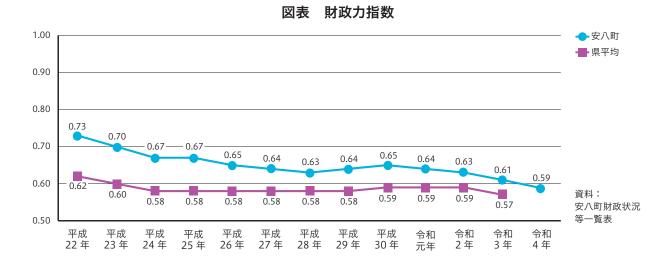
⑤財政指標

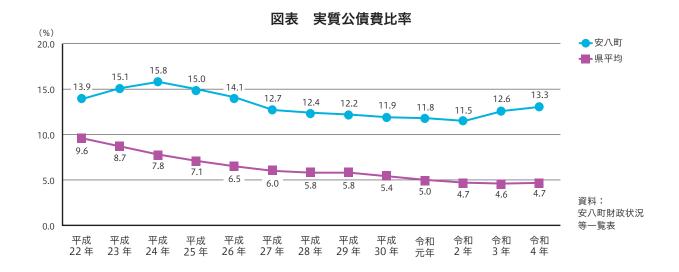
財政指標*についてみると、地方税*や地方交付税を中心とする毎年収入される経常一般財源*が、人件費や扶助費*、公債費*などの毎年経常的に支出する経費に、どの程度充てられているかを示す経常収支比率*は、平成27(2015)年以降、県平均を下回るようになっていますが、80%台で推移しており、硬直した財政状況が続いています。

また、地方自治体が標準的な行政を行う場合に、必要な財源を自力でどの程度準備できるかを示す財政力指数^{**}については、ほぼ横ばいで推移していますが、県平均よりも 0.05 ポイント前後高い値で推移しています。

地方自治体の収入に対する地方債返済の割合を示す実質公債費比率*は、平成 24 (2012) 年をピークに減少傾向となっていましたが、令和 4 (2022) 年は13.3%となっており、県平均よりも8.6 ポイント高くなっています。



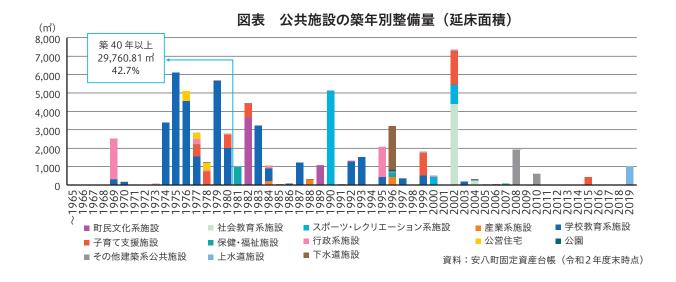




(6)公共施設の状況

①公共建築物の築年別整備状況

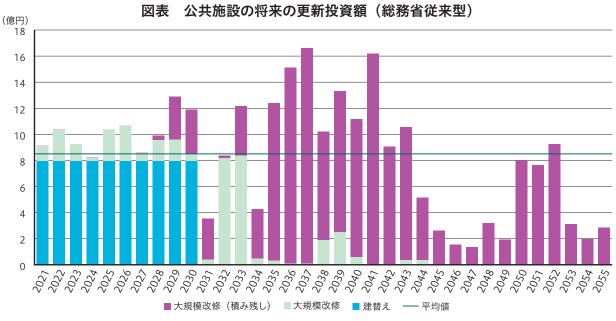
本町の主な公共建築物は 52 施設で、築40年以上の建築物が 42.7%と老朽化が深刻化しており、今後は、これら公共建築物の維持・更新に費用がかかることが想定されます。



②公共施設の将来更新費用の推計

本町の保有する公共施設にかかる更新投資額[※]は、令和3(2021)年度から令和37(2055)年度までの35年間で約293.0億円となり、年平均8.4億円の見込みです。

過去5年間で掛けてきた投資的経費^{**}の平均額1.7億円を今後の投資制約として比較すると、約5倍に相当し毎年約6.7億円が財源不足となり、大きな財政負担となることが予測されます。



第3章 町民の意識とまちづくりの課題

1. 町民意識

(1)町民アンケート調査

実施要領

調査目的	第六次総合計画の策定にあたり、町民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的とする
調査期間	令和4 (2022) 年7月1日(金) ~7月15日(金)
調査対象	本町の住民基本台帳に登録されている 16 歳以上の 1,500 名を無作為抽出
回収状況	回収数:549 票(内 WEB 回答 62 票)/ 回収率 36.6%

調査結果

① 安八町の住みやすさについて(単数回答)

安八町の住みやすさについてみると、「まあまあ住みやすい」が45.7%で最も高く、次いで「住みやすい」「やや住みにくい」が共に14.9%となっています。

「住みやすい」と「まあまあ住みやすい」を合わせた【住みやすい計】は 60.6%と6割を超えています。



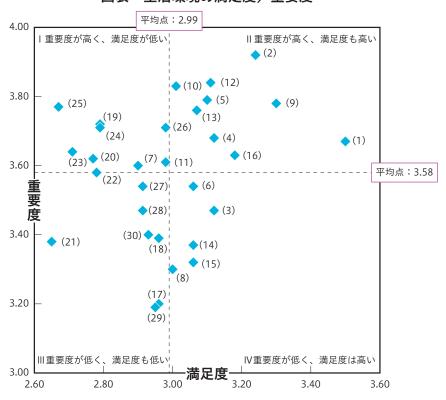
図表 安八町の住みやすさ

② 生活環境の満足度、今後の重要度について(単数回答)

現状の満足度は「(1)上・下水道の整備」が最も高く、次いで「(9)保健医療体制」「(2)ごみ処理対策」となっています。満足度が低い項目は「(21)観光施設・イベント」が最も低く、次いで「(25)公共交通機関の整備」「(23)秩序ある土地利用」となっています。

今後の重要度では「(2)ごみ処理対策」が最も高く、次いで「(12)子育て支援事業」「(10) 高齢者福祉」となっています。重要度が低い項目は「(29)行政への参加機会」が最も低く、次 いで「(17)国内・国際交流活動」「(8)地域活動」となっています。

重要度が高く、満足度が低い項目は「(25)公共交通機関の整備」「(19)工業振興(工場誘致など)」「(24)道路網の整備」などとなっています。



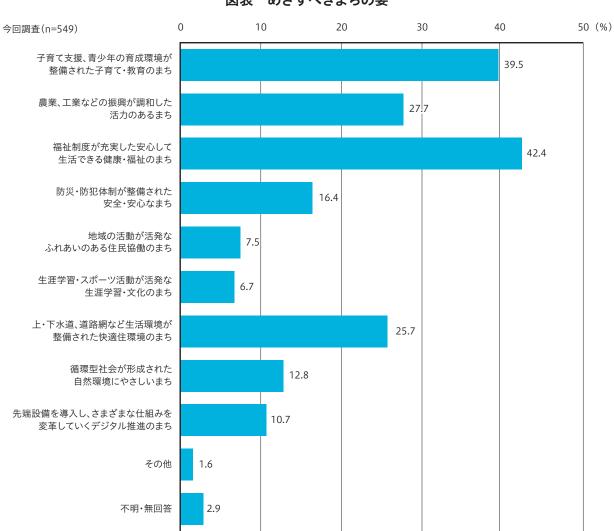
図表 生活環境の満足度/重要度

(1) 上・下水道の整備	(11) 障がい者福祉(施策・施設)	(21) 観光施設・イベント
(2) ごみ処理対策 (ごみ収集・リサイクルなど)	(12) 子育て支援事業(保育・医療費助成など)	(22) 雇用・勤労者福祉の充実
(3) 環境美化活動 (清掃活動など)	(13) 学校教育(教育内容・施設)	(23) 秩序ある土地利用(都市計画など)
(4) 消防・防災体制	(14) 生涯学習活動(各種講座・施設)	(24) 道路網の整備
(5) 交通安全・防犯体制	(15) スポーツ活動(各種講座・施設)	(25) 公共交通機関の整備
(6) 環境保全対策(公害防止など)	(16) 青少年健全育成(子どもの見守りなど)	(26) 日常生活の便利さ (買い物など)
(7) 自然を有効活用したエネルギー利用推進	(17) 国内・国際交流活動	(27) 情報・通信基盤の整備
(8) 地域活動	(18) 農業振興	(28) 行政の情報提供・公開
(9) 保健医療体制 (健診・医療保険など)	(19) 工業振興 (工場誘致など)	(29) 行政への参加機会
(10) 高齢者福祉(施策・施設)	(20) 商業振興・消費者生活の充実	(30) 役場の組織

③ 目指すべきまちの姿について(複数回答)

目指すべきまちの姿についてみると、「福祉制度が充実した安心して生活できる健康・福祉のまち」が42.4%で最も高く、次いで「子育て支援、青少年の育成環境が整備された子育て・教育のまち」が39.5%、「農業、工業などの振興が調和した活力のあるまち」が27.7%となっています。なかでもトップ2の項目は共に4割前後と高く、健康・福祉や子育て・教育環境の充実を求める声が多くなっていることが伺えます。

一方、「地域の活動が活発なふれあいのある住民協働のまち」は 7.5%、「生涯学習・スポーツ活動が活発な生涯学習・文化のまち」は 6.7%と共に1割を下回っており、地域活動などへの関心度は低くなっていることが伺えます。



図表 めざすべきまちの姿

(2)中学生アンケート調査

実施要領

調査目的	第六次総合計画の策定にあたり、次代を担う中学生の今後のまちづくりに向けた意識や考え 方を把握することを目的とする
調査期間	令和4(2022)年7月21日(木)
調査対象	本町の住民基本台帳に登録されている中学生 175 名

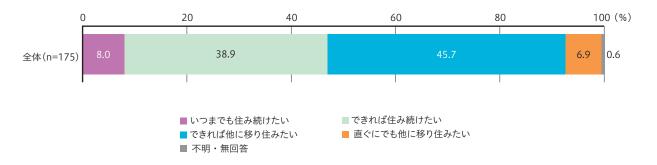
調査結果

① 今後の定住意向(単数回答)

安八町での大人になってからの定住意向についてみると、「できれば他に移り住みたい」が45.7%で最も高く、次いで「できれば住み続けたい」が38.9%、「いつまでも住み続けたい」が8.0%となっています。

「できれば他に移り住みたい」を選択した理由についてみると、「遊んだり買い物に行ける場所が少ない」といった意見が最も多く、「できれば住み続けたい」を選択した理由では、「慣れ親しんだ場所だから」といった意見が最も多くなっています。

図表 今後の定住意向



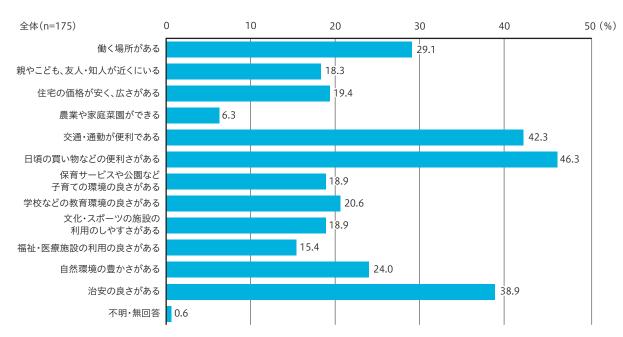
図表 今後の定在意向理由(自由回答)

	いつまでも	できれば	できれば	直ぐにでも
	住み続けたい	住み続けたい	他に移り住みたい	他に移り住みたい
住みやすいから	8	12	1	
慣れ親しんだ場所だから	2	19	1	
自然が多い・豊か、身近に感じるから	2	18		
人がやさしいから	2	2	1	
家族・友達が住んでいるから	1	5		
安全だから		4		
あまり困ることはないから		4		
遊んだり買い物に行ける場所が少ないから		4	25	2
交通が不便だから			13	2
町に何もないから			5	6
働く場所や職業が限られるから		3	13	
都会等、色々な環境で暮らしたいから		1	24	1
まちの将来が不安(高齢化等)だから		1	1	1
その他		7	8	1

② 住みやすいまちになるために、大事なこと(複数回答)

住みやすいまちになるために、何が大事かについてみると、「日頃の買い物などの便利さがある」が 46.3%で最も高く、次いで「交通・通勤が便利である」が 42.3%、「治安の良さがある」 が 38.9%となっています。

図表 住みやすいまちになるため、大事なこと



③ あなたが町長なら、どんな町にしたいか(自由回答)

図表 町長だったらどんな町にしたいか

	件数		件数
商業施設の充実	57	はたらく場の充実	10
安全・安心なまちづくり	37	人口(移住者など)増加	9
自然の豊かさ維持	28	若者世代が集まるまちづくり	8
娯楽施設の充実	26	観光資源の充実	8
子育て・教育環境の充実	26	医療施設の充実	7
交通機関の充実	25	高齢化対策の充実	7
道路整備の充実	22	地域イベントの充実	5
住みやすいまちづくり	16	ごみ対策の充実	5
住民同士の交流の充実	13	今まで通り	3
公園・スポーツ施設の充実	12	その他	7

抜粋意見

町の中に、大型のスーパーを設け、その中に食料品や娯楽施設を入れるなど町民が安八町で「遊ぶならここ」 と言えるようにしていきたい。

年齢関係なくコミュニケーションのできる町→イベント行事の開催。

公園や運動できる施設を増やしたい。

地域の人たちとの仲が良く、治安の良い町にしたい。

町でバスやタクシーなどの交通網を増やしたり、病院や図書館などの公共施設をたくさん増やしたい。また、 道路で白線をつけたり、ガードレールの設置をして、子どもが安全に登下校できるようにしたい。

治安が良く、自然環境を豊かにし、学校などの教育環境を良くし、医療施設の環境を良くし、子どもから大人まで楽しく、安心・安全に暮らせる町にしたい。

教育や子育てサービスを充実させ、子どもがいる世帯を安八に引き込むことで若者を増やして、活気あふれる町にしたい。

安八町は高齢者が多いので若い人がもっと多く増えると良いと思う。

今を維持し、何も変えない。

ゴミの少ない町にしたい。

人を呼ぶためにはランドマークが必要だと思う。

自然の豊かさは取り入れつつ、働く場所がしっかりあるような安八町にしたい。

福祉、保育サービスを充実させ、子育て世代や高齢者まで様々な人が住みやすい環境を作りたい。

※同一の回答の中に複数の意見などがある場合は、個別にカウントしています。また、長文の回答などは適宜要約しています。

2. まちづくりの課題

社会潮流や本町の現況をはじめ、町民意識などの把握のための各種調査の結果を踏まえ、 本町の今後のまちづくりに向けた、主な課題を整理します。

定住促進や人の育成が求められています

● 人口減少と少子高齢化への対応

日本の総人口が減少局面に入り、高齢者の割合が年々増加している中、本町でも、平成 22 (2010)年をピークに人口は減少しており、また、少子高齢化も急速に進行しています。

町民アンケート調査結果をみると、人口減少対策に有効な施策としては、「子育て環境の充実」が55.6%、「雇用の確保や就労支援」が47.4%で上位項目となっていることから、若い世代の定住の場としてのまちづくりや経済基盤の強化に向けた取組を推進することが必要です。

● 子育て・定住化への対応

本町においては、人口減少が進行する中、社会動態(転入・転出による増減)では10代、20代後半の若年層を中心に転出傾向が顕著となっており、将来的な出生数や将来人口の減少につながる一因になっています。将来にわたって活力ある地域社会を構築していくためにも、合計特殊出生率*の向上と社会減の抑止に向けた取組を推進していくことが重要です。

町民アンケート調査結果をみると、「子育て支援事業」に関する満足度・重要度は高く、また目指すべきまちの姿についても「子育て支援、青少年の育成環境が整備された子育て・教育のまち」の割合が上位項目になっています。このことからも、重点的に取り組んできた子育て支援をさらに充実させ、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を通じて、定住を促進していく必要があります。

一方で、共働き世帯の増加や核家族化により、地域における人間関係が希薄となっている中、地域で子どもを育てる意識を高めていくとともに、子育て中の親の孤立防止や親同士の交流の場を拡充し、安心して子育てができる環境を整備することも必要です。

自ら学び、その学びを活かすことができる人の育成

少子高齢化が進行する中で、将来を担う子どもの可能性を伸ばす教育と合わせて、あらゆる世代の人が生涯にわたって学び、生きがいのある生活を送ることができる環境づくりが重要になっています。

町民アンケート調査結果をみると、「学校教育」は満足度・重要度ともに高くなっていることから、引き続き教育の充実を図ることが必要です。

「生涯学習活動」の満足度は高くなっていますが、重要度が低いことから、生涯学習の必要性を周知啓発するとともに、今後想定されるニーズの高まりを踏まえ、地域人材の活用を含めた生涯学習の推進が必要です。

地域産業の活性化が求められています

● 地域産業の振興と企業誘致による経済基盤の強化

本町の基幹産業である製造業は、近年、改善傾向となっています。今後は、事業者への経営安定化に向けた支援とともに、起業促進や安八スマートICを活用した企業誘致などを推進し、産業の活性化と新たな雇用の創出を図っていくことが必要です。

農業では、農家数と経営耕地面積が減少傾向にあり、後継者不足が課題となっています。担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化などによる競争力の強化を推進するため、 農地の基盤整備も視野に入れながら、経営が成り立つ農業へと進めていくことが必要です。

町民参加による元気で活力あるまちづくりや安心・安全なまちが 求められています

● 主体的な町民参加・協働によるまちづくり

地域が自立的・持続的に発展していくためには、行政と町民・団体などとのさらなる協働を 進め、多様化・高度化する地域課題に対応していくことが求められています。

町民アンケート調査結果をみると、地域活動への参加意向のある住民は 50%を超えていますが、10代~30代の若い世代では参加意向が低く、また、高齢化などに伴う担い手の減少や後継者不足などが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、町民がそれぞれの状況・立場に応じて参加できる環境づくりなどを 進め、町民の主体的な参加を促進し、活動の活性化を図っていく必要があります。

● 安全で安心して暮らせるまちづくり

近年、大規模かつ、多様化する自然災害が頻発する中、町民の防災・減災の知識及び意識を育み、地域における自助・互助・共助の取組を充実する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症や手口が巧妙化する特殊詐欺などの犯罪、高齢ドライバーによる交通事故など、日常生活の安心・安全を脅かす事案・事件が後を絶ちません。

町民アンケート調査結果をみると、「消防・防災体制」「交通安全・防犯体制」は満足度・重要度がともに高いことから、引き続き、多面的な視点からリスクに対する危機管理体制の充実・強化を図る必要があります。

● 豊かな自然と共生する社会の構築

全国的に、社会経済活動からの環境負荷の影響により、地球温暖化の進行や地域固有の生態系の破壊など、自然環境が損なわれつつあります。

豊かな自然環境を有する本町においても、人と自然が共生する豊かな環境を未来に引き継いでいくため、河川、農地の環境保全、自然の生態系などを守る生物多様性*の確保などへの取組を進めることが重要です。

町民アンケート・中学生アンケート調査結果をみても、安八町が「住みやすい」「住み続けたい」と思う理由として「自然環境」が上位項目となっており、今後も安心・安全な暮らしに向け、 豊かな自然と潤いのある環境づくりを進めていく必要があります。

また本町では、令和 4 (2022) 年 9 月に「2050 年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロ」を目指し、「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。脱炭素社会*の実現を目指し、町民、企業、団体、行政などが一体となり、省エネ・再生可能エネルギー*を積極的に導入するなど、環境負荷の低減と限りある資源を有効に活用していく必要があります。

● 誰もが活躍できるまちづくりの推進

近年、ライフスタイルや個人の価値観の多様化、グローバル化の進展、外国人住民の増加など生活を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町においても、誰もが互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮し、活躍できるまちづくりを町民、企業、団体、行政など多様な主体が連携、協働し進めていくことが重要です。

健全な財政運営やデジタル技術などを活用した行政運営が 求められています

● まちの魅力創生と効果的な情報発信

本町では、結神社や百梅園などの観光資源、安八スマートICの開設による道路ネットワークの充実、むすぶテラスによる拠点の整備など、安八町ならではの人を呼び込む魅力や優位性が多数あります。

今後も、行政と町民・事業者などが相互に一層の連携を図りながら、その魅力をさまざまな ツールを活用し町内外に効果的に発信していくことにより、人の流れを促進するとともに町民 のまちへの愛着を高め、あらゆる場面で選ばれるまちへとつなげていくことが重要です。

● 公共施設の「選択と集中」

将来にわたり安定した行財政運営の推進が求められている中、税収入の伸び悩みや、社会保障関係費などの増大など、本町の財政状況は厳しさを増しています。

これまで、町民のニーズに対応するため、公共施設の整備を進めてきましたが、今後は、人口減少をはじめ、施設の老朽化などの状況を踏まえ、「選択と集中」により、財政の健全化に向けて、公共施設などの効果的な修繕計画や管理、運営方法について検討していく必要があります。

情報通信技術の進展

AIや IoT、ビッグデータの活用など、近年の情報通信技術の進展は著しいものがあります。本町も、行政サービスにおいて、情報化社会がもたらす利点を十分に活用できるよう、デジタルデバイド*を解消し、誰もが平等に情報通信技術の恩恵を受けられるようサポート体制を充実するとともに、デジタル技術の活用により、行政事務の効率化を図ることが必要です。

基本構想



第1章 安八町の将来像

1. 基本理念

町民が「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と思えるまちであるためには、人々がいきいきと安心・安全に暮らせるよう、時代環境の急速な変化に適応しつつ、個性あるまちづくりを進めることが重要です。

本町は、これまでも、自然災害など幾多の困難を先人から受け継がれている英知と創意工 夫によって乗り越えてきました。

近年直面している、人口減少、少子高齢化、企業の撤退、施設の老朽化などの困難に対して も、これまで培ってきた知恵と経験をもとに、恵まれた立地特性や自然環境、歴史・文化など の地域資源を最大限に活かしながらまちづくりを進めていくことが必要です。

まちづくりの主体はこの地域に住むすべての人びとです。性別や年齢、国籍などを問わず誰もが意欲を持って、自らの力を発揮できる、人にやさしいまちをつくることが大切です。

このため、町民と行政が協働し、町民の多様なアイデアを活かすことができる仕組みを構築 するとともに、一人ひとりのさまざまな可能性を広げ、人とのつながりが実感できる社会を目 指します。

本町では、知恵と経験から培われた【強靭性】、新たな時代に即応する【柔軟性】、そしてこの強靭かつ柔軟性のあるまちを実現するための【8つの力】(団結力、持続力、創造力、推進力、魅力、応用力、知力、底力)をまちづくりのキーワードとし、本計画期間の8年間を、まちづくりの新たな第一歩と位置づけ、本町の基本理念を次のように設定します。

- ■幾多の困難を乗り越えてきた、知恵と経験による強靭なまちづくり
- ■時代の変化に即応する柔軟性のあるまちづくり
- ■団結力、持続力、創造力、推進力、魅力、応用力、知力、底力の8つの力を 醸成し町民・企業・行政が一体となりオール安八で挑むまちづくり

2. 将来像

将来像とは、基本理念を踏まえ、まちづくりの方向性や将来の姿を簡明・効果的に表現した ものであり、将来におけるまちづくりの意志を明らかにし、町民と共にまちづくりを進める上 で、共通の目標となるものです。

安八町の現状から、今後のまちづくりの方向性を導くと、次のようになります。

- ① 世代をつないで人を育むまち
- ② 自然豊かなふるさとで、安心・安全に暮らすことができるまち
- ③ 地元産業の発展と働く場の創出により、町民がいきいきと働けるまち
- ④ 医療・福祉の充実により、誰もが快適に暮らすことができるまち
- ⑤ 未来を見据えた、みんなで創るひとに優しく、環境に優しいまち

これらの方向性をもとに、本計画におけるまちの将来像を次の通り定めます。

まちの将来像

笑顔と活力が循環し 光輝くまち



3. 将来人口の見通し(人口ビジョン)

(1)総人口の将来推計

本町の将来人口を展望するための基礎作業として、国立社会保障・人口問題研究所*(以下「社人研」という。)の推計準拠(Aパターン)を基準とし、令和2年(2020)の実績、自然減対策及び社会減対策を講じた場合の将来の人口を推計します。

A パターン 2015年の国勢調査を基点に人口対策を講じない場合

- 2015 年基点の社人研推計 このまま対策を講じずに、自然減や社会減の傾向が続く場合
- 2030 年には 12,760 人、2060 年には 8,319 人となります。

B-1 パターン 2020 年の人口実績を基点に人口対策を講じない場合

- 2015 年基点の社人研推計の結果に、2020 年実績 (人口のみ) を反映 合計特殊出生率・生存率・純移動率を 2020 年の実績を反映して変更した場合
 - ①合計特殊出生率: 1.41 (2015 年~ 2019 年の合計特殊出生率の平均 1.41) を横ばい
 - ②生存率: 2020年の国勢調査を起点に、生残率を5年間スライド
 - ③純移動率:初年度は実績を使用、3時点分(2035年)まで引用し、それ以降は 2015年基点時の純移動の推計を使用
- 2030 年には 13,181 人、2060 年には 8,341 人となります。

B-2 パターン

B-1 パターンの合計特殊出生率のみ変更 (2020 年の人口実績を 基点に合計特殊出生率のみを 1.80 に変更)

- ■合計特殊出生率: 1.80 (岐阜県少子化基本対策計画準拠 2030 年目標 1.80) を 横ばい
- ■2030年には13,373人、2060年には9,165人となります。

B-3 パターン

B-1 パターンの合計特殊出生率のみ変更 (2020 年の人口実績を基点に合計特殊出生率のみ 2.07 に変更)

- ■合計特殊出生率: 1.80 → 2.07 (岐阜県少子化基本対策計画準拠 2030 年目標 1.80 → 2040 年 2.07)まで上昇
- 2030 年には 13,373 人、2060 年には 9,526 人となります。

B-4 パターン

B-2 パターンに施策を反映 (2020 年の人口実績を基点に合計特殊出 生率のみを 1.80 に変更、さらに企業誘致+宅地開発を講じた場合)

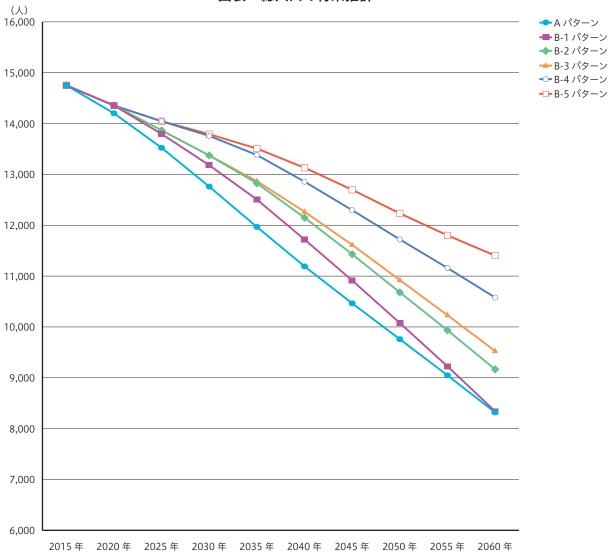
- ■合計特殊出生率: 1.80 (岐阜県少子化基本対策計画準拠 2030 年目標 1.80) を 横ばい
- ■企業誘致・宅地開発により、社会動態に追加
- 2030年には13,757人、2060年には10,578人となります。

B-5 パターン

B-2 パターンに施策を反映 (2020 年の人口実績を基点に合計特殊出生率のみを 1.80 に変更、さらに社会減少への対策を講じ、社会動態を均衡【転入・転出が同数となり、移動がゼロ】とした場合)

- ■合計特殊出生率: 1.80 (岐阜県少子化基本対策計画 2030 年目標 1.80) を横ばい
- ■社会減少への対策を講じ、社会動態を均衡(プラスマイナスゼロ)
- 2030年には13,791人、2060年には11,403人となります。





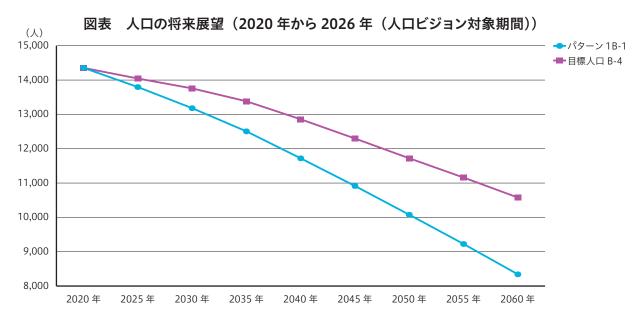
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
A パターン	14,752	14,202	13,523	12,760	11,967	11,191	10,464	9,759	9,048	8,319
B-1 パターン	14,752	14,355	13,796	13,181	12,506	11,720	10,914	10,077	9,225	8,341
B-2 パターン	14,752	14,355	13,866	13,373	12,826	12,149	11,430	10,680	9,934	9,165
B-3 パターン	14,752	14,355	13,866	13,373	12,867	12,265	11,614	10,922	10,230	9,526
B-4 パターン	14,752	14,355	14,045	13,757	13,382	12,857	12,297	11,721	11,160	10,578
B-5 パターン	14,752	14,355	14,047	13,791	13,508	13,131	12,698	12,333	11,801	11,403

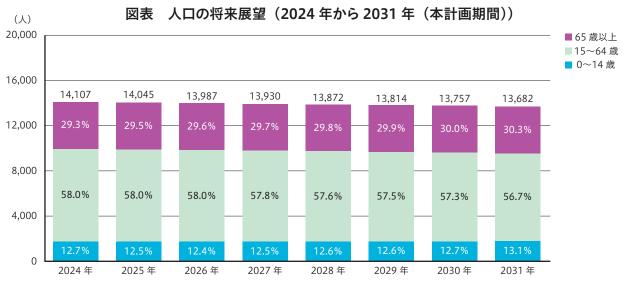
(2)人口の将来展望

本町の課題である人口減少や少子高齢化の傾向が将来も続くと仮定した人口推計の結果では、令和 2 (2020) 年の 14,355人から人口ビジョンの対象期間である令和 42 (2060) 年には、8,341人と、約 6,000人減少することが見込まれます。

こうした状況を回避し、将来的に人口減少の幅をゆるやかにするため、本町では、若い世代が安心して子育てができる環境を構築し、合計特殊出生率の向上を目指すとともに、企業誘致・宅地開発などによる社会減少への対策を講じるなど、長期的な展望に基づいた人口減少の抑制に取り組みます。

将来にわたり活力のある地域社会を維持していくため、本計画の最終年度である令和 13 (2031) 年には 13,500人、人口ビジョンの対象期間である令和 42 (2060) 年の目指すべき人口は 10,000人と設定します。



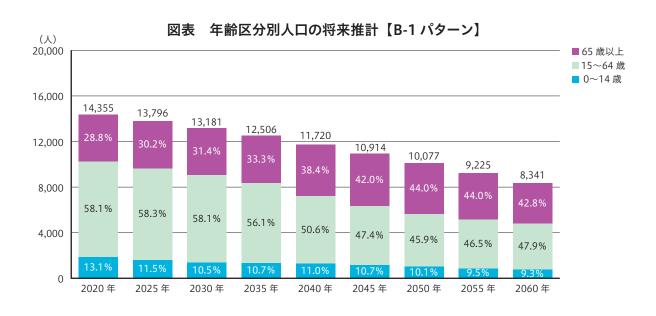


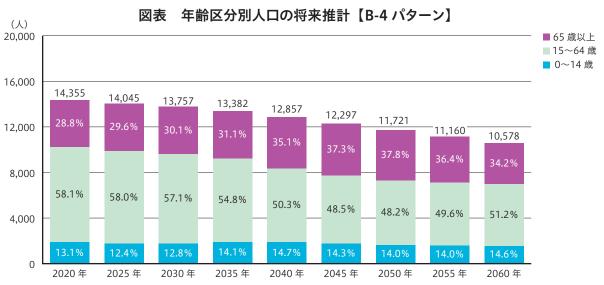
※端数処理により構成比率が100%を超える場合があります。

(3)年齢区分別人口の将来推計

令和 2 (2020) 年の人口実績を基点に人口対策を講じない場合である【B-1 パターン】と、令和 2 (2020) 年の人口実績を基点に合計特殊出生率を岐阜県に準拠 (1.41 \rightarrow 1.80) し、積極的な対策 (企業誘致と宅地開発) を講じた場合である【B-4 パターン】を比較したところ、令和 42 (2060) 年基準では、対策を講じなかった【B-1 パターン】と積極的な対策を講じた場合である【B-4 パターン】では、総人口は 8,341人から 10,578人となり、2,237人増加となります。

年少人口の比率は 9.3%から 14.6%、生産年齢人口の比率は 47.9%から 51.2%へと増加 となります。一方、老年人口の比率は 42.8%から 34.2%と減少となります。



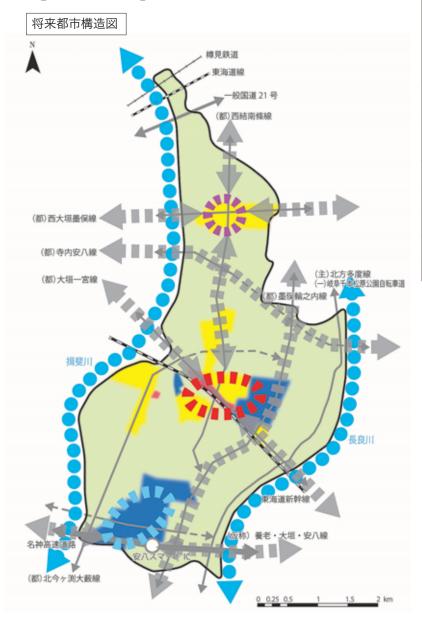


4. 土地利用構想

土地の利用に当たっては、豊かな自然環境と優良な農地の保全と安全性の確保に努めながら、地域の社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮するとともに、快適な居住環境を確保し、 生活利便性の向上を図ります。

安八スマート IC の開通による新たな土地需要に対しては、市街化区域内の低・未利用地を活用しつつ、土地利用の規制・誘導や開発行為の適正な指導を行い、周辺環境と調和を図り、総合的かつ長期的な土地利用を図ります。

土地利用については、将来像の実現に向けて計画的な土地利用を図るため、将来の土地利用の区分として、『市街地ゾーン(住居ゾーン・商業ゾーン・工業ゾーン)』、『農地・集落ゾーン』、『水辺ゾーン』を設定します。



	凡		例		
	都	市		拠	点
44.0	地	域		拠	点
4	産	業		拠	点
	住	居	ゾ	-	ン
	商	業	ゾ	_	ン
	ェ	業	ゾ	_	ン
	農:	地・集	落	ゾー	- ン
	主	要		道	路
	道		路		軸
•••••	河		Ш		軸

(1)市街地ゾーン

住居ゾーン

- ・東結・北今ヶ渕・南今ヶ渕・城・牧地区周辺の市街地を住居ゾーンと位置づけ、利便性の高 い生活空間の形成を図ります。
- ・本町の住宅地は比較的に低密度であり、今後も快適でゆとりある居住環境の保全と整備を 進めます。
- ・低・未利用地(市街化区域内)を有効に活用するとともに、新たな工業立地などに伴う住宅 需要に的確に対応した、良好な市街地の形成を進めます。

商業ゾーン

- ・(都)大垣一宮線沿道を商業ゾーンと位置づけます。
- ・大明神地区の(都)大垣一宮線沿道では、町民の日常生活における利便性向上のための商業施設などの立地を誘導します。

工業ゾーン

- ・安八スマート IC 周辺や大森地区の(都)墨俣輪之内線沿道を工業ゾーンに位置づけます。
- ・安八スマート IC 周辺に集積している既存工業地については、周辺環境と調和を図りながら、より一層の工業集積を図ります。
- ・安八スマート IC の広域的な交通利便性を活かし、多様な企業誘致によりさらなる産業振興を図ります。
- ・既存工業地の近接地である南條・大野・外善光地区についても将来的に工業系の市街化編 入を検討します。

(2)農地・集落ゾーン

- ・「市街地ゾーン」を除く、農地・集落が広がる地域を位置づけます。
- ・本町の土地利用の約 40%を占めている農地は、一団のまとまった優良農地を保全しつつ、 営農環境の維持・向上のため圃場の大規模化などの農業生産基盤整備により、農業の振興 を図ります。また、農地の保水・遊水機能を活かし、洪水などの災害防止の観点を踏まえ保 全していきます。
- ・既存の集落地は、周辺の自然環境と調和を図りながら、生活道路などの整備を推進し、魅力 的な居住環境を図ります。

(3)水辺ゾーン

・長良川や揖斐川周辺の水辺環境は、町民にやすらぎを与える貴重な自然資源として、保全 します。また、町民の安全確保のため、治水対策を進めます。

笑顔と活力が循環し光輝くまち

第2章 まちづくりの大綱

将来像

重要プロジェクト

- 1. 【ひと】 人の流れ・人を育てる ~町民の郷土愛と協働力を高める~
- 2. 【しごと】 しごとを育てる ~地域産業力向上と新規企業誘致の両立~
- 3. 【まち】 地域を育てる ~すべての町民がいきいきと暮らす~

基本目標

施策の大綱

基本目標 1 健やかな成長と 学びを支える 【ひと】

子育で・教育

- 1. 子育て支援の充実
- 2. 心豊かな人材育成
- 3. 学校教育の充実
- 4. 生涯学習の推進
- 5. 文化財の活用・保護

健康•福祉

- 6. 健康づくりの推進
- 7. 体育・スポーツの振興

8. 地域福祉・社会福祉の充実

- 9. 高齢者福祉の充実
- 10. 障がい者福祉の充実

基本目標 2 魅力を高め 経済成長を促す 【しごと】

まちをつくる

【まち】

新産業·雇用 / 産業振興

- 1. 企業誘致・事業者支援の推進
- 2. 農業の振興
- 3. 商業の振興と消費者生活の充実
- 4. 観光の振興

社会基盤 基本目標 3 安心・安全な

- 1. 計画的な土地利用の推進
- 【 2. 道路交通網の整備
- 3. 公共交通機関の整備
- 4. 上下水道の整備
- 5. 美しい景観の形成
- 6. 住宅施策の推進

環境·安心·安全

- 7. 循環型社会の構築による環境対策の充実
- 8. 防災・消防体制の強化
- 9. 防犯体制の強化と交通安全対策の充実

4 運営政策

- 1. 町民協働
- (2. 多様性の尊重による共生社会の構築
- 3. 行財政運営方針
 - 4. 広域行政

基本計画



第1章 重点プロジェクト(総合戦略)

本町では、人口ビジョンで推計した将来展望人口を達成すべく、本計画における重点かつ、 基本目標横断型の施策を「重点プロジェクト」として位置づけ、プロジェクト単位で重要業績 評価指標(KPI)と目標値を設定し、毎年度、進捗状況を把握しながら人口減少対策、地方創 生の推進を図ります。

人口ビジョンの目標を達成するために、各重点プロジェクトで実施する具体的施策と、その 重要業績評価指標(KPI)、数値目標を次の通り定めます。

重点プロジェクト1【ひと】

地域福祉や社会福祉など、暮らしのさまざまな分野において、あらゆる世代の誰もが支え合 う土壌を地域全体で育みながら、まちへの誇りや愛着、そしてまちのことを自分のこととして 関わっていく気持ち「シビックプライド*」を醸成することにより、誰もが住み慣れた地域にお いて、笑顔で健康にいきいきと暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

人の流れ・人を育てる~町民の郷土愛と協働力を高める~

重要業績評価指標(KPI)	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
合計特殊出生率	1.13 (R2)	1.71
福祉ボランティア登録者数(1-8 指標より)	210 人	250 人
健康寿命 [※] (男/女)(1-6 指標より)	79.8 / 84.3 歳	80.0 / 85.0 歳

■関連事業

子育て・教育

- ■子育て支援環境の充実 ■保育・幼児教育の充実 ■家庭教育の充実
- ■仕事と子育ての両立支援 ■子どもの遊び場の整備 ■教育内容の充実

健康・福祉

- ■健康づくりの推進
- ■地域福祉推進体制の充実
- ■介護予防事業との連携の強化
- ■生きがいづくりと社会参加の促進

重点プロジェクト2【しごと】

DXの推進などによる地域産業の活性化と、安八スマートICを核とした企業誘致や起業支 援により、誰もが活躍できるしごとの場を創出します。

さらに、地域のつながりや心豊かなライフスタイルといった本町の特色を活かし、安八町で 働いてみたいと思う共感を高めることにより、新たな人の交流や流入によって活気とにぎわい のあるまちづくりに取り組みます。

しごとを育てる~地域産業力向上と新規企業誘致の両立~

重要業績評価指標(KPI)	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和9年度)
新規誘致企業数(令和 3 年度からの累計)	2 件	5 件
町内で働く人数	7,195人(R2)	7,500 人
集落営農組織数(2-2 指標より)	5 組織	6 組織

■関連事業

新産業・雇用/産業振興

- ■企業立地の促進
- ■雇用対策の充実 ■農業生産性の向上
- ■地方拠点型新規ビジネスの促進 ■農業の振興
- ■観光の振興

重点プロジェクト3【まち】

住み続けたいまちをつくるためには、本町ならではの「住み良さ」を実感できる魅力あるまちづくりが重要です。

自然環境の豊かさと機能的な市街地を調和させることにより、町民だけでなく、移住希望者にも選ばれるよう、快適に住み続けられる生活環境の整備、移住・定住の促進につながる事業等を推進するとともに、脱炭素社会の実現等、変化し続ける社会情勢を的確に把握し、安八町だから住み続けたい・住んでみたいと思うまちづくりを進めます。

地域を育てる~すべての町民がいきいきと暮らす~

重要業績評価指標(KPI)	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
住宅取得助成にかかる移住・定住人口	120人	140人
市街化区域(住居系)の開発面積(3-1 指標より)	63.9ha	64.5ha
空家バンク [※] 登録件数(3-6 指標より)	0 件	10 件

■関連事業

社会基盤

- ■市街地の形成
- ■定住・移住施策の推進
- ■空き家対策の推進

■公共交通手段の拡充

環境・安心・安全

- ■新エネルギーの普及・啓発
- ■ごみ減量化・リサイクルの推進

■防災対策の強化

健やかな成長と学びを支える

目標 1

分野別計画



目標1 健やかな成長と学びを支える

子どもや高齢者、障がい者など、誰もが元気にいきいきと暮らすことができる地域社会を築 くとともに、健康づくりに取り組みます。また、家族や地域の相互扶助力を充実させ、支え合 いによる地域福祉の充実を目指します。

学校や家庭での教育を充実させていくと同時に、生涯を通じてあらゆる機会で学ぶことが求 められています。郷土愛を醸成し、調和が取れた学習機会を確保し、創造性や豊かな感性を育 む多様性に富んだ交流機会の充実を図ります。

子育て・教育

子育て支援の充実









目指す姿(ビジョン)

安心して、出産・育児ができる環境が整備され、希望する子育てや働き方が可能となり、 地域ぐるみで子育てを応援し、すべての子どもが健やかに成長できるまちとなっています。

現況と課題

- ●顕著に進展する少子化への対応が、喫緊の課題となっています。幅広く施策を拡充させ、少 子化に歯止めをかけることが重要となります。
- ●子育て中の家庭は、それぞれが悩みや課題を抱えています。妊娠から出産、子育てに至るま で、段階に応じたサービスを必要としていることから、家庭の事情に寄り添った包括的な支 援体制の充実が求められます。
- ●核家族化や共働き家庭の増加などにより地域のつながりが希薄化し、子育てについて地域 の支援を得る機会や、子どもが他者を通じて社会とふれあう機会も減少しています。保護者 や子どもが地域の中で孤立しないように、交流や体験活動の実施が必要です。

施策の方針(ミッション)

こども家庭庁の創設により、子どもの健やかな成長及び子育て支援並びに権利擁護等に関 する業務が一体的に推進されます。子どもと家庭をつなぐ専門部署を創設し、体制強化と効率 化を図り、子どもたちの健全育成を進めます。また、多様な子育て支援ニーズに対応するため、 ニーズを的確に把握し支援の充実を図るとともに、地域との協力体制を構築し、安心して子育 てができるまちづくりを進めます。

子育て支援の充実

1. 子育て支援環境の充実

経済的援助を推進します。

■主な事業

- ①医療費助成の継続
- ②子育て支援金の拡充
- ③貸付金制度の検討
- ④給食費無償化の検討

2. 健康診査事業などの充実

子育て世代包括支援センターを運営し、母子保健事業などを拡充します。

■主な事業

- ①妊産婦の支援を強化
- ②口腔保健事業の推進
- ③乳幼児健診・相談体制の推進
- ④予防接種の推進

3. 仕事と子育ての両立支援

核家族、夫婦共働きなど、 子育てに時間的制約を受け る家庭に対する支援策を充 実します。

■主な事業

- ①ファミリーサポート事業の推進
- ②ボランティア団体などの育成
- ③一時的保育の推進
- ④病後児保育・広域利用の推進
- ⑤休日保育の検討

4. 保育・幼児教育の充実

より質の高い保育・幼児教育の充実を図ります。

■主な事業

- ①英語保育の充実
- ②幼児教育の充実
- ③保育士研修の推進
- ④認定こども園の施設充実

5. 児童クラブの充実

多様化するニーズに的確に 対応します。

■主な事業

- ①ホリデー・サポート・スクールの 充実
- ②土曜開設教室の充実

6. 子どもの遊び場の整備

子どもたちがのびのびと遊べる場を整備します。

■主な事業

①公園の環境整備

7. 結婚・新生活に対する支援

少子化対策を強化します。

■主な事業

- ①結婚・新生活に対する助成金の創設
- ②相談体制の充実

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
乳幼児健診受診率	%	98.2	99.0
出生数	人	67(R2)	108
結婚・新生活支援事業の助成世帯数	世帯	0	3

[・]あんぱちっ子すくすくプラン・健康あんぱち 21

子育て・教育

1-2

心豊かな人材育成







目指す姿(ビジョン)

多様性を認め合うことができる思いやりのある人材が育つまちとなっています。

現況と課題

- ●社会における規範意識やモラルの低下が全国的に問題となるとともに、核家族化の進行などに伴い、地域のつながりが希薄化しています。そのため、育成者、指導者の担い手が不足し、地域全体で青少年を守り育てる力が低下しています。
- ●青少年の非行防止や健全育成を推進するためには、家庭・地域・教育機関などの連携により、地域に根ざした活動を推進していくことが必要です。
- ●青少年の健やかな心身の発達には、体験や交流を通じた学びが必要です。体験を通じた学習・交流の充実を図るとともに、今後もさらなる機会の充実に向けて関係団体と協議を進めていくことが必要です。

施策の方針(ミッション)

自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる資質や能力を身につけるとともに、「いのち」や「人権」の大切さを伝えることにより、豊かな心を持つ人材の育成に取り組みます。



心豊かな人材育成

1. 青少年健全育成体制の 強化 地域ぐるみの健全育成活動を強化します。

- ■主な事業
- ①見守り体制の充実
- ②思いやりのあるまちづくり運動の 推進
- ③明るい家庭づくりの推進

2. 家庭教育の充実

家庭、地域社会の教育力向上 を図ります。

- ■主な事業
- ①家庭教育学級への支援
- ②子育て講座事業の推進
- ③三世代交流事業の推進

3. 食育の充実

食生活に対する知識、食事のマナー、食糧問題・環境問題への関心の高揚を図ります。

- ■主な事業
- ①学校給食の充実
- ②健康教室の充実

4. 人権教育の充実

人権問題に対し、正しい認 識と意識の醸成に努めます。

- ■主な事業
- ①人権教育の充実
- ②人権啓発の推進

5. 交流の推進

交流を通じて、幅広い心・ 視野を持つ人材の育成に努 めます。

- ■主な事業
- ①国内交流の推進
- ②国際交流の推進

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和9年度)
人権講演会·研修会参加者数	人	200	400
学校だよりへの人権に関する記事の掲載回数		2	6
人権問題に関する外部講師の招へい回数	回	1	5

[•]安八町人権施策推進指針

子育て・教育

1-3

学校教育の充実





> 目指す姿(ビジョン)

質の高い教育環境のもと、その土地に暮らしているという誇りと愛着を持った子どもたちが育ち、新たな地域の活力の担い手となって活躍しているまちとなっています。

現況と課題

- ●児童生徒の確かな学力や豊かな心の育成、健やかな体づくりを行うための教育支援が求められるとともに、新学習指導要領の基本的な方向性を踏まえた取組を進めることが必要です。
- ●情報化社会が進展する中、教育における ICT 機器の活用など、これまで以上に情報活用能力の向上が求められます。
- ●不登校やいじめ問題などの未然防止や早期解決を図るためには、相談しやすい環境づくりや学校と家庭の連携した取組が求められます。

施策の方針(ミッション)

学校、地域、家族、行政が一体となった教育環境の充実を図るとともに、子どもたちに「知・徳・体」の調和の取れた豊かでたくましい心を育て、「生きる力」を育む、総合的な教育を展開します。さらに、高度情報化社会の進展を見据え、新たなテクノロジーを用いた学校教育を推進します。



学校教育の充実

1. 教育内容の充実

教育・地域とのふれあいを 通じて、学力の向上、心豊か な人材の育成を図ります。

■主な事業

- ①地域と一体となった教育の充実
- ②魅力ある学校教育の充実
- ③「心の教育」の充実
- ④少人数指導体制の充実
- ⑤特別支援教育の充実

2. 学校施設の充実

より良い環境で学習すること ができるように学校施設の充 実を図ります。

■主な事業

- ①安心・安全な教育環境の充実
- ②教育施設の整備充実
- ③ICT機器の活用の推進

3. 相談体制の充実

いじめ問題などの悩みごと を早期に解消するために相 談体制を充実します。

■主な事業

- ①心の相談室の充実
- ②相談しやすい環境の整備
- ③不登校対策の充実

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
地域と連携した行事の実施回数		4	15
ICT機器の全体の授業における使用回数	回	50	70

子育て・教育

1-4

生涯学習の推進





目指す姿(ビジョン)

活動や学びを通じて得た知識や能力をさまざまな場面で活かすことができるまちとなっています。

現況と課題

- ●時代の変化と多様化するニーズを踏まえた学びの機会の充実を図り、町民の学びの意欲に応えていくことが必要です。
- ●生涯学習においては、今後、講座などの開催曜日や時間帯を変えながら、利用者のニーズに 応じた開催の検討が必要です。
- ●町民の自主的活動や団体設立などを支援するとともに、活動への参加促進や発展に向けた、 情報共有と提供が求められます。
- ●施設の有効活用という視点から、ハートピア安八と学校との連携による教育支援の取組など、各施設の特性を活かした学習機会の提供が求められます。

施策の方針(ミッション)

社会全体で進むデジタル化、環境や人権問題、少子高齢化、国際化社会への対応など、価値観の多様化に対応した社会教育事業を展開し、生涯学習の推進を図ります。

文化財の継承などいつでも、どこでも、誰でも、学ぶことができる環境を整備し、豊かな人間性の育成とコミュニティ形成を推進します。

また、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保、提供に努めます。



生涯学習の推進

1. 生涯学習講座の推進

町民二一ズに対応した講座を企画・実施します。

- ■主な事業
- ①生涯学習計画の更新

2. 生涯学習団体に対する支援

町民の自主的活動や団体設立などを支援します。

- ■主な事業
- ①自主活動に向けた支援
- ②出前講座の充実
- ③地域、学校、協働活動の推進
- ④地域づくり型生涯学習の推進

3. 施設の有効活用

ハートピア安八、中央公民 館などの公共施設を有効に 活用します。

■主な事業

- ①図書館資料の充実と提供機能の向上
- ②施設の適正な維持管理
- ③自主学習の場の提供

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
講座の受講者数	人	6,046	6,500
1年間の図書館貸出冊数	点	136,662	140,000
生涯学習施設 (貸館) の利用者数	人	18,238	20,000



子育で・教育

1-5 文化財の活用・保護







ト目指す姿(ビジョン)

歴史的遺産が活用され、地域コミュニティが活性化し、多数の人々でにぎわうまちとなっ ています。

現況と課題

- ●郷土に伝わる文化財・伝統文化に触れることで、ふるさとへの親しみや、豊かな感性を育み、 後世へと継承する環境づくりが求められています。
- ●文化財・伝統文化の体験・鑑賞を通じた交流の機会の創出など、文化活動の推進を図るこ とが必要です。

施策の方針(ミッション)

結神社、鎌倉街道、牧村城跡などの文化財や伝統文化に親しむ場、情報を得る機会を充実 させるため、文化財の保護と活用に努めます。

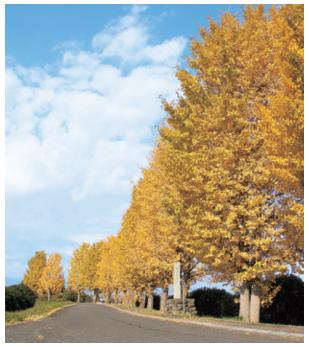


文化財の活用・保護

- 1. 文化財・伝統文化の活用
- 文化財・伝統文化などを 有効活用し、町民の文化 財・ふるさとに対する意識 の高揚を図ります。
- ■主な事業
- ①鑑賞機会の充実
- ②観光資源としての活用
- ③小中学校での学習機会の推進

- 2. 文化財・伝統文化の保存
- 今日に残る文化財・伝統文化 を後世へ継承します。
- ■主な事業
- ①適正な保存、管理
- ②活動後継者の育成





健康•福祉

1-6

健康づくりの推進









> 目指す姿(ビジョン)

町民が自ら主体的に健康づくりに取り組み、誰もが健康で、長生きできるまちとなっています。

現況と課題

- ●子どもから高齢者まであらゆる世代が健やかに暮らすことができるよう、医療機関の連携なども踏まえた体制の充実や介護予防事業の促進などが求められます。
- ●食生活の改善と運動習慣の定着に向けた取組を強化して生活習慣病などの予防を図り、健康寿命の延伸を進めることが重要です。
- ●町民一人ひとりの健康意識の向上を図るとともに、生活習慣の改善や定期的な検(健)診の 受診など、疾病の予防、早期発見に取り組む必要があります。

施策の方針(ミッション)

健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導、介護予防事業を活用し、町民の健康づくりを支えるとともに、医療機関などとの連携による地域医療・緊急医療体制の充実を図ります。また、 岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携協力し、元気な高齢者が地域で健康的に生活が送れるよう、保健事業と介護予防を一体的に推進します。



健康づくりの推進

1. 健康づくりの推進

自主的な健康管理や健康づくりの意識の高揚に努めます。

■主な事業

- ①健康あんぱち21 第3次計画の推進
- ②保健事業の充実
- ③口腔保健事業の充実
- ④健康増進に関する意識の高揚
- ⑤健 (検) 診・健康教育・相談体制の 充実
- ⑥自殺対策事業の推進

2. 医療体制の充実

医療機関や圏域との連携を 深め、医療サービスの充実 を図ります。

■主な事業

- ①地域医療体制の充実
- ②救急医療体制の充実

3. 保険事業の適切な運営

医療費を抑制するため、健康増進に関する普及・啓発などを促進し、保険事業の適正な運営に努めます。

■主な事業

①疾病の予防、早期発見体制の強化 による医療費の抑制

4. 介護予防事業と連携の強化

要支援・要介護状態とならないように健康づくりを推進します。

■主な事業

①介護予防と保健事業との一体的な 推進

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
特定健康診査受診率	%	44.9(R3)	60.0
健康寿命(男/女)	歳	79.8/84.3	80.0/85.0
すこやか健康診査受診率	%	39.2(R3)	44.0

- ・安八郡高齢者プラン・健康あんぱち21・国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)
- ・岐阜県後期高齢者医療広域連合保健事業の実施計画(データヘルス計画)

健康•福祉

1-7

体育・スポーツの振興







目指す姿(ビジョン)

地域の各種団体や企業などが連携しながら、誰もが生涯にわたり多様なスポーツを楽しむ ことができるまちとなっています。

現況と課題

- ●町民の多様なニーズに向けて、指導者の育成をはじめ、スポーツ選手の育成や生涯スポーツの推進などに努めスポーツ活動を活性化していく必要があります。
- ●誰もが気軽に参加でき、生涯を通じて継続的にスポーツに親しむことができるよう、団体や 関連機関などと相互連携を図っていくことが必要です。
- ●年齢や性別、障がいなどを問わず、誰もが気軽にスポーツに親しむためには、活動の場となる体育施設の有効利用が求められます。

施策の方針(ミッション)

スポーツ活動の推進体制の充実を図り、スポーツ選手の育成、生涯スポーツ社会の実現や 町民間の交流促進の場の充実に努めます。

既存の体育施設を有効活用することで、安全で快適に利用できるスポーツの機会の充実に 努めます。





体育・スポーツの振興

1. スポーツ選手の育成

民間スポーツクラブとの協働 により、スポーツ選手の育成 を支援します。

■主な事業

- ①競技スポーツの振興
- ②スポーツ団体や組織への支援

2. 指導者の育成

スポーツ活動を活性化させ るため、幅広い種目におい て指導者を養成します。

■主な事業

- ①人材バンクの活用
- ②指導者の養成研修会の充実

3. スポーツレクリエーション

生涯学習スポーツを推進し、 各地区や団体の主体的な活 動促進、地域間交流の促進 を図ります。

■主な事業

- ①生涯スポーツの推進
- ②コミュニティスポーツ事業の促進
- ③情報提供の強化
- ④団体間の相互協力体制の強化

4. 体育施設の有効活用

総合体育館、総合運動公園などの有効利用を図ります。

■主な事業

- ①施設の有効活用
- ②施設の適正な維持管理
- ③全国レベルのスポーツ大会などの 誘致

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
指導者登録者数	人	70	77
体育施設の年間利用者数	人	22,821	23,500

健康•福祉

1-8

地域福祉・社会福祉の充実









目指す姿(ビジョン)

地域のさまざまな福祉活動を通じて、支援が必要な人に、必要な支援が行き届き、支え合い、助け合えるまちとなっています。

現況と課題

- ●少子・高齢化の進行やライフスタイルの変化により、地域社会での福祉課題は多様化しています。
- ●制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係にとらわれず、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、一人ひとりの暮らしや生きがいを共につくっていく仕組みづくりが求められています。
- ●町民の地域福祉・社会福祉意識の醸成に努めるとともに、町民や各種地域福祉・社会福祉 団体との協働による自主的な福祉活動を支援していくことが必要です。

施策の方針(ミッション)

人にやさしい生活環境の整備に努め、すべての町民が、住み慣れた地域で共に生き、共に支 え合う地域社会の実現を目指します。

地域の人材やボランティアの育成を図るとともに、行政との連携を強化し、地域福祉ネット ワークや支援体制の整備を推進します。





地域福祉・社会福祉の充実

1. 地域福祉推進体制の充実

多様な福祉ニーズに対応した体制づくりを促進します。

■主な事業

- ①重層的支援体制の整備・推進
- ②地域福祉ネットワークづくりの推進
- ③成年後見制度*の推進

2. 地域福祉を支える人の育成

住み慣れたまちで、安心して暮らし続けられるように、 地域ぐるみの福祉サービス の充実を図ります。

■主な事業

- ①ボランティアの推進
- ②福祉関係団体との連携体制の充実
- ③ふれあいサロン等地域づくり活動 の充実
- ④つながり懇談会*の推進

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
福祉ボランティア登録団体数	団体	12	15
福祉ボランティア登録者数	人	210	250

[・]第3次安八町おたがいさま計画

健康•福祉

1-9

高齢者福祉の充実









> 目指す姿(ビジョン)

高齢者が健康で、かつ生きがいを感じながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができています。

現況と課題

- ●高齢化がさらに進行することが予想される中、地域包括ケアシステム*に関する取組を推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、介護や生活支援などと通じて、身近な地域で暮らし続けられるための取組が必要です。
- ●地域サロンや、健康づくり・介護予防講座、ニュースポーツなど、地域での交流の場や社会 参加の場を増やすことにより、高齢者がいきいきと元気に活躍できる社会が求められます。

施策の方針(ミッション)

地域の実情に即した地域包括ケアシステムを推進することにより、高齢者が安心して住み続けることができる環境を構築します。



高齢者福祉の充実

1. 生きがいづくりと社会参加の促進

スポーツ活動の充実、社会 参加の機会を拡充させ、高 齢者の生きがい活動を支援 します。

■主な事業

- ①老人クラブ活動の支援
- ②生涯学習・スポーツ活動の充実
- ③シルバー人材センターとの連携

2. 地域包括支援センターの 充実

介護予防・相談機能を充実 させます。

■主な事業

- ①地域包括ケアシステムの推進
- ②介護予防事業の推進
- ③認知症総合支援事業の推進

3. 施設の有効活用

交流の場、健康づくりの場として有効活用を図ります。

■主な事業

- ①安八温泉・むすぶテラスでの介護 予防教室の充実
- ②高齢者の交流の場としての活用

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
高齢者(65歳以上)の要介護認定を受けていない人の 割合	%	86.2	88.0
認知症サポーター [※] 登録者数	人	1,718	2,000
介護予防教室参加者数	人	600	700



■関連する個別計画

・第3次安八町おたがいさま計画・第9期安八郡高齢者プラン

健康•福祉

1-10 障がい者福祉の充実











> 目指す姿(ビジョン)

障がいのある人やその家族が、仕事や生きがいを持ちながら、充実した暮らしを送ることが でき、また、障がいのある人とない人が理解し合えるまちとなっています。

現況と課題

- ●障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、共 に支え合うことで、障がいのある人が住み慣れた地域において、自立して安心した生活を送ること ができる地域づくりが求められています。
- ●社会情勢の変化や障がいのある人のニーズを適切に把握し、質の高いサービスが提供でき る体制の整備を図るとともに、一人ひとりの状態に応じた支援や就労、社会参画に関する環 境整備を進めることが必要です。

施策の方針(ミッション)

子どもから大人まで障がいのあるすべての人が、地域で安心して暮らすことができる社会の 実現を目指し、身近な場所で質の高い障がい福祉サービスが利用できる体制の充実を図りま す。また、町民の理解と配慮の促進に努め、障がい者の社会参加を推進します。





障がい者福祉の充実

1. 障がい者支援に対する 普及・啓発

安心・自立した生活を支援します。

■主な事業

- ①普及・啓発の推進
- ②地域ぐるみの支援体制の推進
- ③相談支援体制の推進

2. 社会参加支援と就労支援

障がい者自身の社会参加や 勤労意欲に対する要望へ対 応します。

■主な事業

- ①ひかりの里での支援体制の強化
- ②機能訓練の充実
- ③町や企業における障がい者の雇用 促進

3. 在宅福祉の充実

助成制度、生活支援制度を 推進します。

■主な事業

- ①住宅改修助成・タクシー利用助成
- ②地域生活支援事業の推進
- ③ホームヘルプサービスなど福祉サービスの推進

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
基幹型相談支援センター相談受付件数	件	100	120
タクシー利用の助成件数	件	2	20
就労移行支援事業を通じた一般就労者数	人	1	3

[·]第 4 次安八郡障害者計画·第 6 期安八郡障害福祉計画·第 2 期安八郡障害児福祉計画

魅力を高め経済成長を促す

目標2

分野別計画



目標2 魅力を高め経済成長を促す

本町の強みである良質な水や安八スマート IC などの交通アクセスの利便性を活かした企業誘致を推進するとともに、起業などに対する支援を促進し、町の活力のさらなる向上を目指します。

また、デジタル技術を活用した業務効率化や生産性向上による、農業や商工業の経営強化支援をはじめ、多面的な支援を行うことにより経済成長の促進を図ります。

民間企業や周辺自治体との連携など、観光資源を最大限に活用する町の魅力発信に努め、 地域経済の活性化や関係人口・交流人口の拡大を図ります。

新産業・雇用/産業振興

2-1

企業誘致・事業者支援の 推進









目指す姿(ビジョン)

企業立地が進み、地域産業の活性化と雇用の機会が充実したまちとなっています。

現況と課題

- ●人口が減少する中、産業を振興し、雇用の機会を創出することは町の喫緊の課題となっています。
- ●雇用の創出と経済の活性化を図るためには、企業誘致や内発型の産業創出などによる新た な企業の立地が必要です。
- ●企業の廃業や撤退は、地域の経済、雇用に大きな影響を及ぼすことから、既存企業に対する 支援が求められます。

施策の方針(ミッション)

既存企業に対する支援の継続、安八スマート ICを核とした企業誘致を行うことにより、雇用 機会を拡充し、地域の活性化へとつなげます。

新分野・ベンチャー企業*の育成を推進することにより、魅力ある雇用の場を確保するとともに、関係機関との連携のもとに雇用の安定を支援します。



企業誘致・事業者支援の推進

1. 企業立地の促進

関係機関と連携し、企業誘 致を促進します。

- ■主な事業
- ①事業用地・支援策の積極的発信

2. 地方拠点型新規ビジネス の促進

むすぶテラスを軸に、地方 における新規ビジネス・事 業拡大を促進します。

■主な事業

①「むすぶテラス」の利活用の推進

3. 企業に対する支援

県など関係機関とも協調し、各 種財政的支援を拡充します。

■主な事業

- ①税などの優遇措置の推進
- ②デジタル技術の導入や新商品開発 などにかかる設備投資に対する優 遇措置の推進
- ③緑地規制の緩和
- ④情報発信の強化、関係機関との連携の強化

4. 新分野・ベンチャー企業 の育成 県など関係機関とも協調し、各 種財政的支援を拡充します。

■主な事業

- ①起業に対する支援の推進
- ②新分野の研究開発に対する支援の 検討

5. 雇用対策の充実

多企業進出により、新たな 雇用機会を創出します。

■主な事業

- ①勤労者支援の推進
- ②雇用機会の拡充

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
町内で働く人数	人	7,195(R2)	7,400
起業·創業事業者数	事務所	3	5

新産業・雇用/産業振興

2-2

農業の振興









目指す姿(ビジョン)

安定した農業経営と担い手への農地集積により、農業が地域産業として維持されています。また、ブランディングされた農産物特産品により、農業が活性化しているまちとなっています。

現況と課題

- ●本町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足による遊休農地の増加など、深刻な状況にあります。
- ●農地の基盤整備も視野に入れながら、経営が成り立つ農業へと進めていくことが必要です。
- ●農業のさらなる活性化に向け、6次産業化や農産物特産品のブランド化などによる農業の 生産価値向上を図るとともに、多様な担い手の確保に向けた取組を進めることが必要です。
- ●農業振興に向けて、学校などでの農産物の地産地消の推進をはじめ、特産品の販売所での 拡充を図るなど、町民にとって農業や特産品を身近に感じられる機会をつくっていくことが 求められています。

施策の方針(ミッション)

特産品のブランド化による生産価値の向上など、農業の高付加価値化などにより競争力を強化し、農業の振興を図ります。

担い手への農地集積の加速化など、農地の基盤整備も視野に入れながら、農業経営の強化 を図り、経営が成り立つ農業を目指します。



農業の振興

1. 農業生産性の向上

新たな担い手の確保や、農地を集積・集約化することにより、生産性の向上を図ります。

■主な事業

- ①農業経営の安定化
- ②ほ場整備等農業生産基盤の整備
- ③農地の集積・集約化の推進
- ④担い手の確保
- ⑤スマート農業*の導入促進

2. 加工農産物の開発

新たな特産品を開発し、ブランド化を進めます。

■主な事業

- ①新たな加工農産物の開発
- ②新たな市場の開発
- ③新しい人材の確保

3. 地産地消の推進

農産物の産地での消費を促進 します。

■主な事業

- ①学校給食への積極的導入
- ②飲食店への導入促進

4. 常設特産品販売所などの 設置

直売所などの新設と高品質な 農産物の消費拡大に努めます。

■主な事業

- ①運営組織の育成
- ②出荷者及び市場の確保
- ③安定供給の基盤確保

5. 遊休農地の調査・活用

遊休農地の実態を把握し、 有効活用を検討します。

■主な事業

- ①遊休農地の調査
- ②遊休農地の適正な管理依頼
- ③遊休農地の利活用の推進

6. 優良農地の確保

土地利用計画との調和を図り、優良農地の確保に努め ます。

■主な事業

- ①農地中間管理事業の活用
- ②土地利用計画との調和
- ③優良農地の確保

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
集落営農組織数(集落営農組織含む)	組織	5	6
学校給食での地元産食材の利用割合	%	15	20
遊休農地面積	ha	1.2	0.6

新産業・雇用/産業振興

2-3

商業の振興と 消費者生活の充実









目指す姿(ビジョン)

商店や商業施設の利便性が向上し、常ににぎわいが生み出されているとともに、安心・ 安全な消費生活が確保される環境が整備されたまちとなっています。

現況と課題

- ●人口減少などによる国内市場の縮小がもたらす売上減少、消費者志向の変化、流通の多様化、安価な海外品の流入など、社会経済情勢を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- ●小売業やサービス業などの経営基盤の強化や事業承継、創業などに向けた支援を進めるため、関係機関と連携した各種融資制度の活用の促進や相談事業などの推進が求められます。
- ●取引形態が複雑化・多様化する中、消費者と事業者との情報力、交渉力の格差により消費者が被害にあわないよう、防止策の情報発信などがより一層求められています。

施策の方針(ミッション)

地元中小企業の経営体質強化を支援し、中小商店の経営指導、人材育成を進めます。

消費生活相談体制を確保し、情報提供を行うとともに、出前講座などを実施し、消費者教育の促進を図ります。



商業の振興と消費者生活の充実

1. 商業振興

商工会と連携し、地域の特性を活かした魅力ある商業 環境づくりを推進します。

■主な事業

- ①商工会などとの連携強化
- ②魅力ある商業環境づくりの推進

2. 事業者支援制度

商工会と連携し、経営基盤 の強化を図ります。

■主な事業

- ①融資制度・助成制度の普及
- ②経営指導等の充実

3. 消費者生活の充実

関係機関と連携し、消費者問題の未然防止に努めます。

■主な事業

- ①適切な消費情報の提供
- ②相談体制の充実

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
経営分析、事業計画策定数	企業	35	63
消費生活出前講座実施件数	件	0	5

新産業・雇用/産業振興

2-4

観光の振興







▶目指す姿(ビジョン)

本町の歴史や自然の魅力が周知され、観光で訪れる人が増えてくるとともに、地域の人々や各種団体が、歴史的遺産の保護と活用を担うまちとなっています。

現況と課題

- ●観光資源の最大化を図るためには、地元企業や観光ボランティアなど、関係先との連携のもと、 本町ならではの既存資源を活かすとともに、新たな地域資源を開発することが求められます。
- ●パンフレットや WEB、SNS など、さまざまな媒体を活用した観光情報の発信、イベントのPR などが必要です。

施策の方針(ミッション)

安八百梅園、中須川千本桜や結神社、鎌倉街道、牧村城跡、ハートピア安八、安八温泉など 自然や歴史・文化、産業などの地域資源を最大限に活用するとともに、周辺自治体との広域連 携や民間事業者との連携を進め、イベントや PR活動の強化を図ります。



観光の振興

1. 観光資源のPR

既存施設の PR を通じて、 地域の活性化に努めます。

■主な事業

- ①既存施設の PR 強化
- ②観光資源の有効活用
- ③観光特産品の開発
- ④新たな地域資源の開発やイベント の検討

2. 集客力の向上

近隣市町や地元企業、ボランティアとの連携を深め、集客力の向上に努めます。

■主な事業

- ①観光情報発信の強化
- ②観光ルートのネットワーク化
- ③観光ボランティアの育成
- ④にぎわい広場の積極的活用
- ⑤宿泊施設の設備検討

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
安八百梅園の年間来園者数	人	54,000 (H30)	57,000
観光特産品の数	件	37	39
観光ボランティア登録数	人	10	12



■関連する個別計画

78

安心・安全なまちをつくる

目標3

分野別計画



目標3 安心・安全なまちをつくる

本町の豊かな自然環境や集落環境を踏まえた長期的かつ機能的な土地利用を推進するとと もに、道路整備の促進や多様な公共交通網の形成など交通環境の充実を図ります。

さらに、循環型社会に対応した環境対策の促進や災害などに対する総合的な危機管理体制の構築を行うとともに、防犯体制の強化と交通安全対策の充実を図ることにより、あらゆる世代に良好な住環境を構築することができる安心・安全なまちづくりを進めます。

社会基盤

3-1

計画的な土地利用の推進









目指す姿(ビジョン)

豊かな自然と機能的な市街地が調和したまちとなっています。

現況と課題

- ●土地は、町民の生活や産業活動を将来にわたって支えるかけがえのない資源です。
- ●土地の利用にあたっては、本町の豊かな自然環境や集落環境に配慮するとともに、社会的、 経済的、文化的な諸条件を考慮することが必要です。
- ●安八スマート IC を主軸とした周辺地域を最大限に活かすべく、企業誘致等の推進に向けて 長期的かつ機能的な土地利用を図っていくことが必要です。

施策の方針(ミッション)

自然環境の保全と安全性の確保に努めながら地域の自然的、社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮し、安八スマートICを活かした企業進出や住宅需要への対応など、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的な土地利用を図ります。



計画的な土地利用の推進

1. 秩序ある土地利用

規制・誘導を的確に行い、適 正な土地利用を推進します。

■主な事業

- ①土地利用計画の見直し
- ②土地利用の規制・誘導
- ③開発行為の適正な指導

2. 市街地の形成

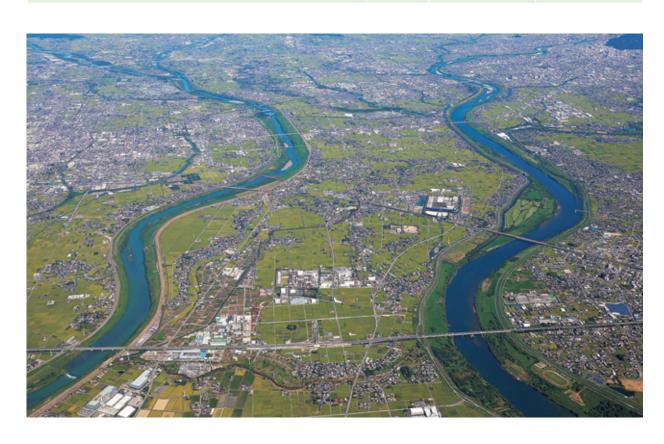
機能的で魅力ある市街地を形成します。

■主な事業

- ①安八スマートIC周辺の市街地形成
- ②既設市街化区域の住居区・商業区 市街地形成

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
市街化区域(住居系)の開発面積	ha	63.9	64.5
市街化区域(非住居系)の開発面積	ha	83.6	96.3



[・]安八町都市計画マスタープラン・大垣都市計画区域マスタープラン

社会基盤

3-2

道路交通網の整備







トラン 目指す姿(ビジョン)

利便性と安全性が両立した道路・交通網が整備されたまちとなっています。

現況と課題

- ●道路は町民の生活利便性や地域活力の向上を図る上で重要な役割を担っており、まちの発展に欠かせない重要な都市基盤施設の一つです。
- ●地域の活性化を図るために、広域的主要道路や安八スマート IC を軸とした道路ネットワークの形成が必要です。
- ●防災面や交通面での安全性を高めるため、適正な維持管理に努めるとともに、利用者が安心して通行できる道路整備を進める必要があります。

施策の方針(ミッション)

道路ネットワークの充実を図るため、道路整備計画を策定し、計画的な道路網の整備を推進します。また、生活に欠かせない快適な道路づくりとして、通学路の安全対策や、歩行者、自転車が安心・安全に利用できる、人にやさしい道づくりを進めます。



道路交通網の整備

1. 広域的主要道路の整備 促進 関係市町の連携を深め、国・ 県への整備促進に向けた要 望活動を強化します。

■主な事業

- ①大垣江南線の早期整備に向けた活動促進
- ②主要地方道の整備促進

2. 町道の整備

土地利用計画を考慮した道路網の整備を図り、日常生活の利便性を向上します。

■主な事業

- ①市街化区域内の道路網整備
- ②市街化調整区域内の道路網の整備
- ③安全施設(附属設備)の整備
- ④安全施設(歩道)の整備
- ⑤舗装・橋梁・附属設備の点検・補修

3. 安八スマート IC 周辺の 道路網整備 地域の活性化を図るため、 安八スマート IC 周辺の道 路網整備を推進します。

■主な事業

①安八スマートICアクセス道路の整備 ②安八スマートIC周辺道路の整備

4. 沿道サービス施設の充実

道路網整備に合わせ、沿道 サービス施設の整備を検討 します。

■主な事業

①沿道サービス施設の検討

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値(令和9年度)
町道の改良率	%	59	60
町道の舗装率	%	80.5	82
町道の歩道整備率	%	5.0	5.2

- ・社会資本総合整備計画・岐阜県道路整備アクションプログラム・安八町国土強靭化地域計画
- ・安八町公共施設等総合管理計画・安八町通学路交通安全プログラム

社会基盤

3-3

公共交通機関の整備







目指す姿(ビジョン)

誰にとっても利用しやすく、移動しやすい公共交通機関を擁するまちとなっています。

現況と課題

- ●高齢化のさらなる進行に伴い、これまでの自家用車を中心とした町民の移動が困難となることが予想される中、町民の日常的な移動手段として、公共交通の充実に向けた対応が求められます。
- ●高齢者などが移動しやすい地域づくりに向けて、バス路線の充実など地域の実情に応じた 多様な公共交通手段を形成する必要があります。

施策の方針(ミッション)

日常生活における移動手段の確保及び公共施設などの利便性向上を図るため、バス事業者など、関係機関と連携するとともに、利用者の動向、要望を的確に把握し、公共交通機能・移動手段の拡充を図ります。



公共交通機関の整備

1. バス路線の充実

関係機関と協議を進め、路線バスの利便性を向上します。

- ■主な事業
- ①事業者へのバス路線・ダイヤ見直 しの要望
- ②利便性の向上に向けた各バス路線 との連携調整

2. コミュニティバスの あり方検討 効果的な運行体系へ見直し ます。

- ■主な事業
- ①路線・ダイヤなどの検証
- ②デマンドバス*の導入検討

3. 新たな公共交通機関の 誘致

利便性向上に向けて、新たな公共交通機関の誘致を働きかけます。

- ■主な事業
- ①民間バス路線などの誘致
- ②バスターミナルの整備

4. 高齢者の移動手段の 確保 超高齢社会を見据え、高齢 者の安全で便利な移動手段 を確保します。

- ■主な事業
- ①高齢者の移動手段確保に向けた施 策の検討
- ②福祉タクシー制度の拡充

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
名阪近鉄バス(岐垣線、羽島線、穂積線)の年間利用者数	人	374,819	384,000
安八町コミュニティバスの年間利用者数	人	14,429	15,100

社会基盤

3-4

上下水道の整備









▶目指す姿(ビジョン)

衛生的な生活が確保され、健全な水循環が維持されているまちとなっています。

現況と課題

- ●上下水道は町民の暮らしを支える大切なインフラ施設であり、水道水の安定供給と、公衆衛生の向上を図るため、施設の整備・維持管理に努める必要があります。
- ●計画的に施設の更新に取り組み、上下水道事業の安定経営に向けた効率化が必要です。



施策の方針(ミッション)

安心・安全で安定した水の供給と、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、上下水道施設の更新・耐震化などを進めるとともに、効率的かつ健全な事業運営を図ります。



上下水道の整備

1. 良質な水道水の安定供給

良質な水道水の安定供給に 向けた水道施設の維持管理、 耐震化を図ります。

■主な事業

- ①定期的な水質検査の実施
- ②配水施設 (配水場・配水池) の適正な維持管理
- ③配水管の更新・耐震化

2. 下水処理の効率的な運用

適正な下水道施設の維持管理を実施します。

■主な事業

- ①ストックマネジメント[※]計画に基づく処理場の維持管理
- ②ストックマネジメント計画に基づく 管路施設・ポンプ場の維持管理

3. 経営の合理化

上下水道会計の健全な運営 を図ります。

■主な事業

- ①節水意識の高揚(上水道)
- ②下水道接続の啓発(下水道)
- ③公営企業会計の適用(下水道)
- ④経営戦略の定期的な見直し
- ⑤事業運営の広域化・共同化の検討

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
上水道の有収率	%	81.5	83.0
上水道管路の更新率	%	0.0	8.0
下水道の接続率	%	90.1	90.8

- ・安八町水道事業基本計画・安八町水道事業経営戦略・安八町水道事業管路更新計画
- ・安八町下水道全体計画・安八町下水道事業計画・安八町下水道事業経営戦略
- ・安八町公共下水道施設ストックマネジメント計画・安八町公共施設等総合管理計画

社会基盤

3-5

美しい景観の形成







7目指す姿(ビジョン)

自然や景観が美しく保たれることで、誰もが潤いを感じることができるまちとなっています。

現況と課題

- ●子どもから高齢者まですべての人が安心して憩える場の充実には、景観づくりと生活に配慮した自然豊かな緑のまちづくりや多機能的で魅力的な公園整備などを進めることが必要です。
- ●樹木の適切な管理や緑化啓発を行うためボランティアの育成と確保に努め、自然と共生した まちづくりに取り組むことが必要です。
- ●揖斐川・長良川などの河川や田園風景など、豊かな自然環境と調和した美しい景観づくりを 進めるためには、自然の環境を維持する継続的なスキームの構築が必要です。

施策の方針(ミッション)

河川クリーン作戦の実施や、違法看板の撤去や是正指導などを行い、豊かな自然環境と調和した美しい景観づくり、空間づくりに努めます。





美しい景観の形成

1. 公園の整備・維持管理

町民が気軽に利用でき、健康づくり、交流の場として有効に活用できる魅力ある公園を整備します。

■主な事業

- ①子どもの遊び場としての整備、適正 な維持管理
- ②高齢者の憩いの場、健康づくりの場 としての整備
- ③コミュニティ活動の場としての整備
- ④地区による維持管理の促進
- ⑤避難所としての防災機能の充実

2. 緑地の整備・維持

自然豊かな緑のまちづくり を推進します。

■主な事業

- ①公共施設などの緑化整備及び維持 管理
- ②道路沿線の緑化整備及び維持管理

3. 美しい景観の創造

揖斐川・長良川などの河川 や田園風景など、美しい景 観づくりに努めます。

■主な事業

- ①地域の特色を活かした景観の形成
- ②景観に配慮した屋外広告物の管理

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
都市公園面積の充足率	%	27.9	30.0

社会基盤

3-6

住宅施策の推進





> 目指す姿(ビジョン)

あらゆる世代が暮らしやすい良好な住環境となっていることで、町外の人にとっては移住先 として、町民にとっては定住の地として、選ばれるまちとなっています。

現況と課題

- ●住宅を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行や生活様式の多様化などに伴い変化しています。
- ●多様化する生活様式に対応し移住・定住促進に向けて、町民ニーズに即した住環境の整備 や支援制度が必要です。
- ●町民が安心して快適に住み続けられるよう、ユニバーサルデザインに基づく住環境の整備や、空き家などへの対応が必要です。

施策の方針(ミッション)

快適に暮らせる住環境の整備を進めるとともに、新たな住宅取得者に対する支援や、空き家対 策の推進など、町民ニーズや時代の変化に対応した住宅政策により、定住人口の増加を図ります。



住宅施策の推進

1. 定住・移住施策の推進

定住・移住者に対する支援 制度を推進します。 ■主な事業

①住宅取得支援施策の推進

2. 空き家対策の推進

人口減少に伴う空き家の増加 対策や利活用を検討します。 ■主な事業

①空き家対策の拡充

3. 防災対策の推進

災害に対する支援制度を推 進します。 ■主な事業

- ①木造住宅耐震診断・耐震補強工事 費の助成
- ②危険ブロック塀撤去工事費の助成

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
空家バンク登録件数	件	0	10
空き家等除却支援事業補助金活用件数(累計)	件	7	20
住宅の耐震化率	%	73.8	75.0

[·]安八町空家等対策計画

環境·安心·安全

3-7

循環型社会の構築による 環境対策の充実













目指す姿(ビジョン)

省エネルギー、リサイクル意識が浸透するとともに、ごみの少ない、環境に配慮したまちとなっています。

現況と課題

- ●環境問題に対する意識の高まりや快適な居住環境が求められる中で、省エネや再生可能エネルギーによる、二酸化炭素排出量の削減や地域における衛生的な生活環境の維持は、ますます重要視されています。
- ●美しいまちを将来の世代へ引き継ぐため、使い捨て習慣の見直しやごみの不法投棄、ポイ捨ての防止などについて働きかけることが必要です。
- ●循環型社会の形成を目的として、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷を低減して いく必要があります。

施策の方針(ミッション)

令和4(2022)年9月に発出した「2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロ」を目指す本町の「ゼロカーボンシティ」宣言に基づき、再生可能エネルギー導入などに取り組むとともに、ごみの減量化やリサイクルを推進することで、環境負荷の低減と、限りある資源を有効に活用する持続可能な社会を構築し、安全で安心な暮らしを将来に引き継いでいきます。





循環型社会の構築による 環境対策の充実

1. 新エネルギーの普及・啓発

省エネルギー意識の啓発並 びに再生可能エネルギーの 普及促進に努めます。

■主な事業

- ①太陽光発電などの再生可能エネルギーシステムの普及・促進
- ②公共施設の大規模改修時における 省エネルギー化、再生可能エネル ギー設備の導入

 ごみ減量化・リサイクル の推進 ごみの減量化・再資源化を促進し、環境にやさしいまちづくりを推進します。

■主な事業

- ①ごみ排出抑制の推進
- ②資源ごみ回収とリサイクルの推進
- ③ 5R[※]の推進
- (4) 一般廃棄物最終処分場の更新
- ⑤エコドーム施設の検討

3. 環境保全の推進

環境意識の高揚を図ります。

■主な事業

- ①環境保全の推進
- ②監視体制の充実
- ③不法投棄やポイ捨ての防止

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
1人あたりの年間ごみ排出量(家庭系可燃ごみ)	kg	131 (R4)	120
公共施設における CO2 排出量	t -CO2	2,704 (R2)	2,233

[·]一般廃棄物処理基本計画·地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

環境・安心・安全

3-8

防災・消防体制の強化









> 目指す姿(ビジョン)

災害発生に備えた取組が地域に根づいていることにより、災害に強く安心・安全なまちとなっています。

現況と課題

- ●安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるためには、頻発する自然災害、複雑で多様化する さまざまな災害や事故に迅速かつ適切に対応できる危機管理体制の強化が必要です。
- ●災害が発生した際に使用する避難所の整備や計画的な備蓄、防災訓練など、平時からの防災 対策が必要です。
- ●災害から町民の生命・財産を守るためには、町民一人ひとりの防災に対する意識を高め、地域の防災力を強化していくことが必要です。

施策の方針(ミッション)

災害などから町民の生命・財産を守るために、消防力、地域防災力及び緊急体制の強化などに 努め、総合的な危機管理体制の構築を図ります。

国や県及び民間企業等と連携を図りながら、新たな防災拠点の整備や避難所、物資の確保を進めます。





防災・消防体制の強化

1. 危機管理体制の強化

武力攻撃事態などから町民の生命・財産を保護します。

■主な事業

- ①安八町国民保護計画の周知
- ②防災計画など関係計画との連携

2. 治水対策の強化

関係機関と連携し、水害対策 を強化します。

■主な事業

- ①河川改修の促進
- ②内水排除の強化

3. 防災対策の強化

防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

■主な事業

- ①各種防災計画の見直し
- ②防災意識の高揚・啓発
- ③防災用設備、避難用生活用品・防 災資器材の充実
- ④指定避難所 (7か所) 及び福祉避難 所 (3か所) における災害備蓄品の 保管スペースの確保検討
- ⑤自主防災組織の強化
- ⑥各種補助制度の創設・拡充
- ⑦防災無線・防災アプリの機能拡充
- ⑧名神高速道路からアクセス可能な 防災拠点の早期整備
- ⑨国、県及び民間企業との連携強化

4. 消防団組織の機能強化

消防団活動の機能性強化を 図ります。

■主な事業

- ①諸情勢に対応する団編成の見直し
- ②機能的な訓練の充実
- ③計画的な車両の更新及び整備の充実

5. 常備消防との連携の強化

大垣消防組合との連携によ り、被害の最小化に努めます。

■主な事業

- ①連携体制の強化
- ②救急活動の充実

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
自主防災訓練実施地区数	地区	1	13
災害時応援協定締結数	団体	55	70

[・]安八町地域防災計画・安八町国土強靭化地域計画・安八町国民保護計画・安八町業務継続計画

環境・安心・安全

3-9

防犯体制の強化と 交通安全対策の充実







目指す姿(ビジョン)

地域の防犯力と安全意識が高まり、誰もが安心して暮らすことができるまちとなっています。

現況と課題

- ●子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪や、特殊詐欺、サイバー犯罪などの被害が深刻化している中、警察をはじめとする関係機関との連携を強化し、防犯体制を強化することが必要です。
- ●町民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、地域ぐるみでの見守り体制の強化や防犯 環境の整備により、複雑・多様化する犯罪から町民を守る取組を推進することが必要です。
- ●町民の交通事故防止意識の向上を図るとともに、交通安全施設の定期的な安全点検や整備が求められます。

施策の方針(ミッション)

子どもから高齢者まで、生活の安全を確保するため、安全な地域環境の整備を進め、警察署、 地域と連携し、地域ぐるみで防犯体制の強化と交通安全対策の充実を図り、安心できるまちづく りを進めます。



防犯体制の強化と 交通安全対策の充実

1. 防犯体制の強化

関係機関との連携を深め、 防犯活動を推進します。

- ■主な事業
- ①地域ぐるみの防犯体制の強化
- ②防犯灯、街灯の整備促進
- ③防犯監視カメラ設置補助制度の 創設
- ④犯罪被害者等への支援施策の推進

2. 交通安全対策の充実

交通ルールの意識の高揚、生活道路への通過交通の流入を抑制するための道路整備などにより、交通安全対策を推進します。

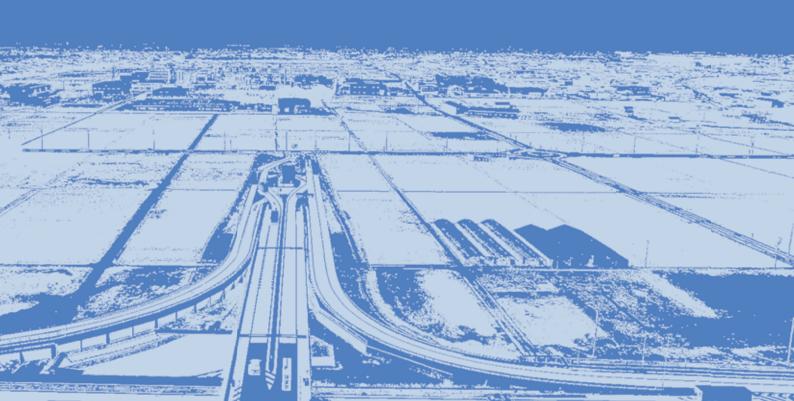
■主な事業

- ①交通安全に対する意識の高揚
- ②交通安全施設の整備
- ③交通安全教室の充実

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
防犯灯・街路灯の設置数 (累計)	箇所	1,061	1,080
カーブミラー新設・改修数	箇所	28	30

4 運営政策



4-1

町民協働











目指す姿(ビジョン)

情報を知ることができる環境とまちづくりについて話し合う場が身近にあることにより、町民のニーズが町政に活かされるまちとなっています。

現況と課題

- ●町民一人ひとりが主役となるまちづくりを進めるためには、積極的な情報公開により行政に対する理解促進を進めるとともに、町民ニーズの把握が必要です。
- ●町政への町民参画については、パブリックコメント制度、審議会委員等の公募など、多様な 参画の方法を定め、参加しやすい環境づくりが必要です。
- ●町民ニーズが複雑・多様化する中、地域が抱えるさまざまな課題を解決するためには、町民 や NPO 団体、企業など、多様な主体との連携強化が必要です。

施策の方針(ミッション)

これまで培ってきた町民、行政の協働の仕組みを基礎として、本町が抱える課題に対して町民との対話を重ねながら、町民や団体、事業者と行政との協働により、地域づくり活動を発展させていきます。



町民協働

1. 積極的な情報公開

町民のニーズを的確に把握 します。行政に対する理解 促進に努めます。

■主な事業

①広報紙・ホームページ等を活用した積極的な情報公開

2. 参加しやすい環境

まちづくりに参加しやすい 環境を構築します。 ■主な事業

①各種委員会などへの参加しやすい 環境の創出

3. ボランティア・NPO団体 の育成 自主的な活動を促進するため、育成体制を充実します。

■主な事業

- ①研修機会の充実
- ②助言などサポート体制の整備

4. コミュニティ活動の活性化

コミュニティ意識を醸成し、 団体活動の活性化及び連携 強化を図ります。 ■主な事業

- ①参加機会の拡充
- ②各種団体間の連携・協力体制の 支援
- ③多様な主体との連携強化

5. コミュニティ施設の整備

コミュニティ活動の拠点となる施設整備を支援します。

■主な事業

①活動拠点の整備に対する補助

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
町ホームページへのアクセス数(月平均)	件	19,297	20,500
「あんぱちナビ」の登録者数	人	4,415	6,000
包括連携協定締結数	団体	1	3

4-2

多様性の尊重による 共生社会の構築











目指す姿(ビジョン)

町民がさまざまな人権に関する理解を深め、地域や家庭、職場などで、誰もがお互い を尊重し合えるまちとなっています。

現況と課題

- ●町民に対する人権教育や、関係団体等との連携による意識啓発に取り組むことで、すべての 人の人権が尊重される共生社会を構築することが必要です。
- ●男女共同参画社会の形成に向けて、性別役割分担意識や、男女の能力・適性に関する固定 的な見方、さまざまな社会制度・慣行等を見直す意識改革に向けた取組が必要です。
- ●国籍や文化的なルーツに関わらず、町民と外国人住民が共に暮らすことのできる、多文化共生*のまちづくりを進めていくことが必要です。

施策の方針(ミッション)

人権等に関する相談体制の充実や、関係団体等との連携による教育・啓発活動を進め、ジェンダーの視点に立った多様な課題等への対応を進めます。

男女共同参画社会の形成を目指し、町民や地域、事業所等への啓発活動や意識改革を図るとともに、あらゆる場において女性が活躍できる環境づくりを推進します。

町民と外国人住民が互いの文化や習慣の違いを認め合い、共に生活を営むことができるよう、多文化共生のまちづくりを進めます。

施策の体系/主要施策

多様性の尊重による共生社会の構築

1. 人権・同和教育の推進

多様化する人権課題への対応に向け、啓発・教育・相談 支援を推進します。

- ■主な事業
- ①啓発活動の推進
- ②人権・同和教育の充実

2. 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に 向けて、普及・啓発を推進 するとともに、指導・助言を 実施します。 ■主な事業

- ①町民への啓発
- ②教育・学習の充実
- ③仕事と家庭・地域活動の両立支援

3. 多文化共生社会の推進

多文化共生社会の実現を目指して、啓発・教育を推進するとともに、交流機会の 創出や多言語などによる支援を実施します。

■主な事業

- ①町民への啓発
- ②多文化理解を深める交流機会の 提供
- ③多言語ややさしい日本語による情報提供
- ④相談支援や日本語学習機会の提供、通訳・翻訳等の支援

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
審議会などへの女性委員の登用率		21.5	29.0
「あんぱちナビ」の対応外国語数	か国語	3	6

■関連する個別計画

[・]安八町男女共同参画プラン・安八町人権施策推進指針

4-3

行財政運営方針







目指す姿(ビジョン)

効率的・効果的な行財政運営が行われることで、質の高い行政サービスが持続的に提供されているまちとなっています。

現況と課題

- ●デジタル化や働き方改革等が進む中、自治体内の DX 推進や、ICT を活用した情報環境の活用範囲の拡大、電子的行政サービスの利用可能手続きの拡充が求められています。
- ●人口減少や少子高齢化に対応するとともに、公共施設の適正配置などを踏まえて、持続可能で健全な行財政運営を行うことが必要です。
- ●窓口サービスや広報活動を充実し、町民サービスの向上につなげていくことが必要です。

施策の方針(ミッション)

マイナンバー制度の普及による行政サービスのデジタル化をはじめ、デジタル技術や AI・RPA*などを活用した業務の効率化を推進するとともに、誰もが利用可能となるようデジタルデバイドの是正を図ります。

公共サービスの提供に必要となる安定的な財源を確保する観点からも、財源のさらなる有効活用を図り、効率的・効果的な財政運営に努めます。

財源の安定確保と効率的、効果的な行政運営により、社会経済状況の変化にも弾力的に対応できる強固な行財政基盤の確立を目指します。

公共施設などの運営方針・整備計画(更新・統廃合、長寿命化[※])の検討を行い、財政負担の軽減・平準化を推進します。





施策の体系/主要施策

行財政運営方針

1. デジタル化の推進

「デジタル田園都市国家構想基本方針」など国の動向を踏まえ、デジタル化を推進します。

■主な事業

- ①各分野における行政のDX化
- ②デジタル基盤の整備
- ③デジタル人材の育成・確保
- ④デジタルデバイドの是正

2. 健全な行財政体制

財源の有効活用を図り、効率的・効果的な行財政体制 の運営に努めます。

■主な事業

- ①適正な財政状況の把握
- ②持続可能な行財政体制の構築

3. 窓口サービスの充実

窓口サービスの迅速化を図り、町民サービスの向上に努めます。

■主な事業

- ①窓口業務の連携強化
- ②子育て支援窓口の一体化(子ども家庭専門部署の設置)

4. 広報活動の充実

情報の開示、意見の聴取体制を強化します。

■主な事業

- ①情報の公開と管理
- ②広報・広聴体制の充実

5. 公共施設の適正配置

公共施設などの更新、統廃 合、長寿命化の検討を行い、 適正な再配置及び財政負担 の軽減に努めます。

■主な事業

- ①公共施設総合管理計画に基づく 運用
- ②指定管理者制度[※]導入検討等運営 方法の見直し
- ③町営住宅のあり方に関する検討

まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
経常収支比率	%	85.4	76.0
実質公債費比率	%	13.3	11.0

■関連する個別計画



広域行政







目指す姿(ビジョン)

近隣市町との広域による重層的な行政運営により、町民に多様で質の高い行政サービスの提供ができているまちとなっています。

現況と課題

- ●生活圏が拡大する中、町民の生活満足度の向上を目指すためには、町の区域を超えた広が りの中で、多様なニーズに対応した行政サービスを提供することが必要です。
- ●近隣市町や関係機関との連携により、広域行政の推進体制の強化やネットワーク化を推進 し、高度な行政サービスをより効率的・効果的に提供することが求められています。

施策の方針(ミッション)

西美濃地域の市町をはじめ、産業や教育等の幅広い主体との連携を通じて、地域全体の経済基盤強化や広域観光の推進、移住定住の促進など、広域行政をさらに推進することにより、効果的で効率的な行政運営を実現し、行政サービスの維持、向上を図ります。



施策の体系/主要施策

広域行政

1. 広域行政の推進

近隣市町や関係機関との連携を強化し、効率的な行政 運営を推進します。

■主な事業

- ①広域行政の拡充・強化
- ②国・県との連携の強化
- ③施設の広域的有効活用の検討

まちづくり指標

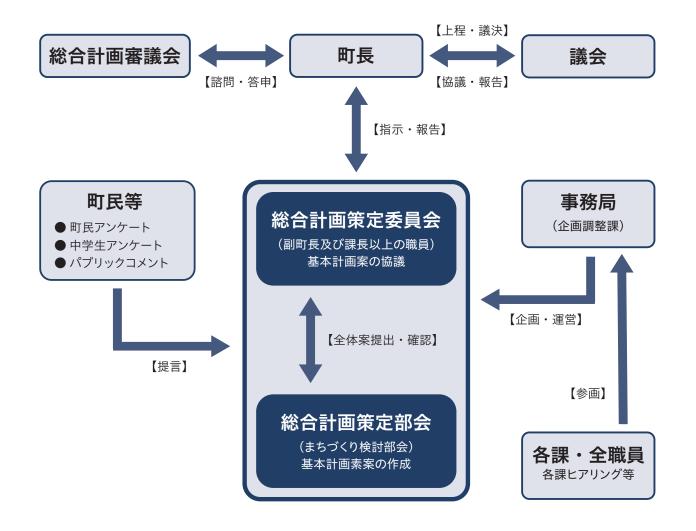
指標名	単位	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和9年度)
広域連携事業数	事業	10	15
自治体間での災害時応援協定締結数	件	6	10

■関連する個別計画

了 資料編



安八町第六次総合計画の策定体制



会議名称	役割など
総合計画審議会	●議会の議員、公共的団体などの代表者、学識 経験を有する者 20 名で構成し、総合計画策 定に関する必要事項についての調査や素案 を審議し、町長の諮問に対して答申します。
総合計画策定委員会	●副町長及び課長以上の職員で構成し、策定 部会からの提示に対して意見・提言を加え、 総合計画の素案を取りまとめます。
総合計画策定部会(まちづくり検討部会)	●各課職員で構成し、施策分野ごとに必要な協議・調整を行います。●施策の提案や横断的な調整を図りながら計画のたたき台を作成し、策定委員会に提示します。

安八町第六次総合計画の策定経緯

年月日	会議・調査など	内 容
令和4年 6月1日	第1回 総合計画策定委員会 第1回 総合計画策定部会	総合計画策定における、安八町の現況について
7月1日~ 7月15日	町民アンケート調査	本町の住民基本台帳に登録されている 16 歳以上 の町民から無作為に抽出した 1,500 人を対象に 意向調査を実施
7月21日	中学生アンケート調査	本町の住民基本台帳に登録されている中学生 175 人に今後のまちづくりに向けた意識調査を 実施
8月5日	第1回総合計画審議会(書面開催)	総合計画についての諮問、委嘱状の公布、総合計画 策定方針について、町民アンケートの実施について
8月31日	第 2 回 総合計画策定委員会	第六次総合計画 骨子案、アンケート結果、職員 提案事業、庁内検証シートについて
9月5日	第 2 回 総合計画策定部会	第六次総合計画 骨子案、アンケート結果、職員 提案事業、将来像について
9月29日	第2回 総合計画審議会	アンケートの結果について、第五次総合計画・第 2 期総合戦略の進捗について、第六次総合計画 基本構想 骨子案について
10月25日	第 3 回 総合計画策定委員会	第六次総合計画 骨子案 基本構想について
11月2日	第 4 回 総合計画策定委員会	第六次総合計画 骨子案 基本構想について
11月8日	第3回総合計画審議会	第六次総合計画 骨子案 基本構想について
12月12日	第 3 回 総合計画策定部会	第六次総合計画 骨子案 基本構想について
12月27日	第4回総合計画審議会	第六次総合計画 素案について
令和5年 5月16日	第 5 回 総合計画策定委員会	将来像・基本計画の見直しについて
5月17日	第 4 回 総合計画策定部会	将来像・基本計画の見直しについて
6月1日	第5回総合計画審議会	第六次総合計画 素案について

年月日	会議・調査など	内容
令和 5 年 6 月 15 日	第6回総合計画審議会	第六次総合計画 素案について、パブリックコメ ントに向けた確認
7月1日~ 7月31日	パブリックコメント	安八町ホームページや企画調整課窓口などで意 見募集
8月17日	第 6 回 総合計画策定委員会	第六次総合計画 案について
11月7日	第7回総合計画審議会	パブリックコメント結果報告、総合計画の答申

安八町総合計画審議会設置条例

昭和 58 年 12 月 23 日 条例第 15 号

(設置)

第1条地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、安八町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条審議会は、町長の諮問に応じ、安八町総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。 (組織)

第3条審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 議会の議員
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- 3委員は、非常勤とする。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第8条この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和63年条例第10号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附則(平成13年条例第5号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成17年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附則(平成18年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成25年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

安八町総合計画審議会 委員名簿

NO.	区分	役職	氏名	備考
1	議会の議員	会長	大平 文雄	安八町議会 議員
2		副会長	棚橋 清隆	安八町区長会 会長
3		委員	髙田 英雄	安八町商工会 会長
4		委員	坂隆史	前安八町教育長 職務代理者
5		委員	金森 憲	前安八町民生委員児童委員協議会 会長
6		委員	金森 良太	前安八町青年のつどい協議会 会長
7	公共的団体等の 代表者	委員	北 純一	前安八町PTA連絡協議会 会長
8	10481	委員	坂 愛江	前安八町子ども会育成協議会 会長
9		委員	渡邊 明博	安八町農業委員会 会長
10		委員	金森 勝由	安八町消防団 団長
11		委員	淺野 珠美	安八町女性防火クラブ 委員長
12		委員	渡辺 かず子	JA 西美濃女性部 副会長
13		委員	西松 直美	こども園園長 代表
14		委員	野村 大樹	株式会社大垣共立銀行 安八支店長
15		禾吕	玉木 孝佳 ~令和 5 年 3 月	株式会社十六銀行 安八支店長
15	委員	柳 美喜 令和 5 年 4	柳 美喜 令和 5 年 4 月~	你 <u>以</u> 安任「八威门 女八文/自攻
16	学識経験を 有する者	委員	牛田 由美子	第8回日本美術展覧会 書部門入選
17	_	委員	淺野 真美	浅野撚糸株式会社 副社長
18		委員	木村 英二	住友化学株式会社 岐阜プラント総務部
19		委員	石原 英一	作家
20		委員	清伸二	税理士

※敬称略

安八町総合計画審議会 諮問

安企諮第1号 令和4年8月5日

安八町総合計画審議会会長 様

安八町長 堀正

安八町第六次総合計画の策定について(諮問)

第五次総合計画の目標年次である令和4年度を迎える中で、人口減少、少子高齢 化の進行に加え、海外情勢や新型コロナウイルス感染症等による社会経済の急激な 変化、災害の激甚化など、私たちを取り巻く環境は大きく変容しております。

本町においては、安八スマートICの供用開始により既存企業の発展、企業誘致の促進など、今後の町の発展に大きな期待が寄せられているところですが、さまざまな分野において更なるIT化の推進やSDGsの視点を取り入れた行政運営が求められており、時代の潮流を見据えた、サステナブルな社会を実現するスリムで足腰の強いまちづくりが必要となっています。

そのため、今後の安八町の進むべき方向とそれを実現するための方策を明らかにする安八町第六次総合計画の策定について、安八町総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

安八町総合計画審議会 答申

安企審第1号

岐阜県安八郡安八町 町長 岡田 立 様

安八町総合計画審議会 会長 大平文雄

安八町第六次総合計画の策定について(答申)

令和4年8月5日付け安企諮第1号で諮問された、安八町第六次総合計画について、当審議会で7回にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。

当審議会では、まちづくりに関する各分野で活躍する委員が、それぞれの経験や考え方に基づきながら、「安八町をより良いまちにしたい」という共通の想いをもって意見を出し合ってきました。また、町民アンケートやパブリックコメント、策定委員会など、多くの住民や行政職員も計画策定に係わり、様々なご意見をいただくこととなりました。

その結果として、基本構想に「笑顔と活力が循環し光輝くまち」を将来像として掲げ、実現に向け「ひと」「しごと」「まち」をキーワードとした3つの重点プロジェクトを位置づけました。さらに、基本計画において、施策の大綱ごとに重点施策を位置づけ、将来像の具体化に向け、実現性の高い方針を定めました。

以上の結果を踏まえ、当審議会において、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進に関しては、住民の理解と協力が不可欠であることから、審議会の審議過程で出された意見や住民の皆さんのご意見などを十分に尊重し、計画の 実現に向けた適切な進行管理を行い、効果的かつ効率的な町政運営に努められるように要望いたします。

〈添付書類〉

- ①安八町総合計画審議会委員名簿
- ②安八町第六次総合計画(案)





用語解説

あ行	
空家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き 家の利活用を希望する人に紹介する制度
一般財源	地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額であり、使 途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源
インフラ	インフラストラクチャー(Infrastructure)の略。産業や社会生活の基盤 として整備される建築物や道路・橋りょうなどの施設や上下水道、電気・ ガス、情報通信などの設備
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、大気中の熱を吸収する性質のあるガス
オンライン	端末がインターネットなどの通信回線に接続されている状態
か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減するとともに、 森林などによる「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガスを実質的にゼ 口にする取組
共助	自律した個人が主体的に関わり、協力して互いに助け合うこと
協働	町民と行政が、対等な立場で相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、 連携・協力すること
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、低ければ財政運営にゆとりがあり、高ければゆとりがないこととなる。一般的に 70%~ 80%が適正水準とされる
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性が1年間に出産した子どもの数をもとにして、一人の女性が生涯に産むと予測される子どもの数の平均数を算出したもの
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還などに要する経費
公助	公的機関によって提供される援助
更新投資額	施設などの耐用年数経過に基づく更新のために投資する経費
国土強靭化	事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある大規模自然災害等 に備えること
国立社会保障・人口問題 研究所	人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度について 研究を行う厚生労働省に所属する機関
国庫支出金	国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金など

か行	
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団、地域社会、共同体
さ行	
再生可能エネルギー	エネルギー資源のうち、比較的短期間で自然的に再生されるため、資源そのものの枯渇を懸念せずに利用できる資源の総称。 主な再生可能エネルギーとしては、太陽光、風力、水力、波力、地熱、太陽熱などが挙げられる
財政指標	決算数値から自治体の財政状況を測る指標。財政状況を測る観点によって、 さまざまな指標がある
財政力指数	地方自治体の財政力を示す指数として用いられるもので、この数値が高い ほど財源に余裕があるとされている
ジェンダー	社会的・文化的につくられてきた男女の違いのことで、生物学的な性差と は区別されるもの
市街化区域	都市計画法に基づき決定された区域で、すでに市街地を形成している区域 及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を行うべき区域市街化調整 区域
市街化調整区域	都市計画法に基づき決定された区域で、市街化を抑制すべき区域
自助	他人の力によらず、自分の力だけで事を成し遂げること
実質公債費比率	地方自治体の財政力を示す指数として用いられるもので、地方自治体の収 入に対する負債返済の割合
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とした制度
シビックプライド	単なる自分の暮らすまちや地域への郷土愛ではなく、自分自身が関わって 地域をより良くしていこうとする意識を伴う自負心のこと
社会保障費	年金・医療・介護などの社会保障制度によって、国や地方自治体が国民に 対して支出する費用
循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう 再利用、再資源化する社会
人口ビジョン	各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する認識を共有し、 今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの
ストックマネジメント	施設の修繕・改築等を最適化するための長期的な計画や施策
スマートIC	サービスエリア、パーキングエリア、バスストップなどから高速道路に乗り 降りができるように設置される ETC 専用のインターチェンジ

さ行	
スマート農業	ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用した農業のことで、生産性の向上 や人手不足の解消などに寄与することが期待されている
成年後見制度	認知症などにより判断能力が不十分な人の財産管理や契約の締結などを、 家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代わりに行う制度
生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる
総合戦略	全国的に進む人口減少とまちの衰退を食い止めるため(地方創生)、「まち」「ひと」「しごと」に視点を置き、行政をはじめ、町民、地域、団体、企業など地域全体でまちの活性化に取り組む計画
た行	
脱炭素社会	現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、化石燃料に依存する社会構造を変革し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の活力、構成員としてともに生きていくこと
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・ 医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み
地方交付税	本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、 国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、 国が地方に代わって徴収する地方税
地方債	地方公共団体が 1 会計年度を超えて行う借入れ
地方税	課税主体が地方公共団体となり、住民税、事業税、固定資産税、地方消費税、 自動車税などがある
地目	土地の主たる用途による区分を表す名称。田・畑・宅地・池沼・山林・原野・墓地・水道用地・公衆用道路・公園など 23 種に区分される
長寿命化	修繕など適切な保全を行うことで、インフラ資産や公共施設を長期にわた り安全かつ快適に使用できるよう維持すること
つながり懇談会	地域住民が福祉課題を出し合い、共有し、自らその解決策を共同作業によって考えていく場
積立金	特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金などに対する経費
デジタル田園都市国家構想	地方からデジタルの実装を進め地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方 のゆとりの両方を享受できる国の実現を図っていくこと

た行	
デジタルデバイド	コンピューターやインターネットを使いこなせる者と使いこなせない者の 間に生じる情報格差
デマンドバス	利用者の移動要望(電話予約等)に応じて、運行経路や時間を調整して効率的な運行計画を立て、柔軟な輸送を可能とする、バスを利用した乗合型の交通システム
テレワーク	ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tel(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語
投資的経費	道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている
特化係数	ある地域の特定の産業の相対的な集積度(強み)を見る指数
都道府県支出金	都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市 町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部と して市町村に交付する支出金(間接補助金)とがある
な行	
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講した人。認知症に関する理解があり、 簡単な日常生活の手助けなどを行う
は行	
パブリックコメント (意見公募手続制度)	行政機関が政策を実施するために政令や法令を定めたり、制度の改廃を行ったりする際、事前に案を公表して意見を募り、集まった意見を考慮する仕組み
ビッグデータ	膨大かつ多様で複雑なデータのこと。情報機器を通じて個人が発する情報やスーパーやコンビニエンスストアの購買情報など、日々生成されるデータの集合を指し、膨大なデータでありながら、非定形でリアルタイムに増加・変化するという特徴を持ち合わせている
扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助にかかる経費
普通会計	各地方公共団体の財政状況の把握や地方財政全体の分析などに用いられる、 統計上・観念上の会計であり、総務省の定める基準をもって各地方公共団 体の会計を統一的に再構築したもの
ベンチャー企業	革新的なアイデア・技術などをもとに、新たな商品やサービスの開発といった創造的な事業活動に取り組む中小企業
や行	
用途地域	快適な都市環境を形成する土地利用の基本的な枠組みで、住居系、商業系、 工業系の全 12 種類がある

ら行	
ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生 活パターン
リモート	インターネットなどのコンピューターネットワーク上にあるコンピュー ターや、遠隔地にある端末装置などで構成された利用環境
労働力人口	15歳以上の人口のうち、労働の意志と能力を持つ者の合計。 就業者(休業者も含む)と完全失業者の合計
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、働き方の見直しなどにより、多様な選択が 可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って、働きながら豊か さを実感して暮らせるようになること
英数	
5G	5th Generation の略称。1 G、2 G、3 G、4 Gに続く無線通信システムで、高速での大容量通信、低遅延、多数同時接続を可能としている
5R	5R とは、ごみを減らすための5つの行動を示す言葉で、「Reduce(ごみを減らす)」、「Reuse(再利用する)」、「Recycle(再生利用する)」、「Refuse(余計なものは買わない、受け取らない)」、「Repair(修理する)」のことを指す
AI	Artificial Intelligence の略称で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のことを指す
DX	Digital Transformation の略称で、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること
ICT	「Information and Communication Technology 」の略で、情報や通信 に関する技術の総称
ІоТ	「Internet of Things 」の略で、「さまざまな物がインターネットにつながること」「インターネットにつながるさまざまな物」を指す
NPO	「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略で、 自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間の組織
RPA	「Robotic Process Automation 」の略称で、人工知能を備えたソフトウエ アのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること
SNS	SNS は、ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスを指す
Society5.0	狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していくという概念

安八町第六次総合計画

令和6年4月発行

発行 岐阜県安八町

編集 安八町役場 まちづくり推進課

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地

TEL 0584-64-3111 (代表)

FAX 0584-64-5014

URL https://www.town.anpachi.lg.jp

安八町 HP





安八町 第六次総合計画